

1 関係機関連絡先

1-1 関係機関連絡先一覧表

※ここに掲載する連絡先（電話・FAX）は、原則として一般に公開されているものである。公表することにより緊急時の業務に支障が生じるおそれのある緊急時専用連絡先等については、実動計画類に掲載する。

カテゴリ	名称	所在地	種別	連絡先	備考
大阪府	大阪府庁		電話	06-6941-0351	代表
	災害対策課	大阪府庁内	電話 1	06-6944-6478	災害対策 G
			FAX	06-6944-6654	
			無線	80-200-4886	災害対策 G
	池田土木事務所	池田市城南 1-1-1	電話	072-752-4111	
			FAX	072-753-6604	
			無線	80-301-8910	
	危機管理室 豊能地域防災推進室	池田市城南 1-1-1	電話	072-752-4111	
			FAX	072-753-5509	
			無線	80-301-8900	
	池田保健所	池田市満寿美町 3-19	電話	072-751-2990	
			FAX	072-751-3234	
			無線	80-600-0	
	北部公園事務所箕面公園	箕面市箕面公園 1-18	電話	072-721-3014	
	北部農と緑の 総合事務所	茨木市中穂積 1-3-43 三島府民センタービル内	電話	072-627-1121	
FAX			072-623-4321		
安威川ダム建設事務所	茨木市大住町 8-11 (4 階)	電話	072-626-6083		
		無線	80-372-0		
箕面川ダム管理所	箕面市栗生間谷 2926	電話	072-723-9060		
		無線	80-374-0		
警察	箕面警察署	箕面市箕面 5-11-35	電話	072-724-1234	
			FAX	072-721-0689	
その他の 官公署	陸上自衛隊第3師団 第36普通科連隊	伊丹市緑ヶ丘 7-1-1	電話 1	072-782-0001	内 4030 昼間
			電話 2	072-782-0001	内 4004 当直
			FAX	072-782-0001	内 4034
			無線	80-824-0	
	消防庁応急対策室	東京都千代田区 霞ヶ関 2-1-2	電話 1	03-5253-7527	昼間
			電話 2	03-5253-7777	夜間
	大阪管区气象台	大阪市中央区大手前 4-1-76	電話 1	06-6949-6303	
	京都大阪森林管理事務所	京都市上京区西洞院通り 下長者町下ル丁子風呂町102	電話	075-414-9822	
			FAX	075-432-2375	
	京都大阪森林管理事務所 箕面森林事務所	箕面市箕面 1-12-40	電話	072-721-3249	
近畿地方整備局 猪名川河川事務所	池田市上池田 2-2-39	電話	072-751-1111		

削除: 25

	近畿地方整備局	大阪市城東区	電話	06-6932-1421	
	大阪国道事務所	今福西 2-12-35			
	近畿農政局	大阪市中央区	電話	06-6943-9691	
	大阪地域センター	大手前 1-5-44			
ライフライン	西日本電信電話(株)	大阪市中央区博労町 2-5-15	電話	06-6120-6440	
事業者	大阪支店	OCB			
	関西電力(株)池田営業所		電話	0800-777-8142	
	大阪ガス(株)北東部導管部	東大阪市稲葉 2-3-17	電話	0729-66-5314	
	大阪府エルピーガス協会	箕面市西小路 4-3-25	電話	072-723-6601	北摂ガス
	豊能支部箕面地区会				LPGガス事業部
交通事業者	阪急電鉄(株)石橋駅	池田市石橋 2-18-1	電話	072-761-1179	
	阪急バス(株)石橋営業所	池田市井口堂 1-9-21	電話	072-761-8318	
	日本通運(株)伊丹川西支店	川西市久代 3-12-16	電話	072-759-1551	
その他	箕面郵便局	箕面市箕面 6-5-30	電話	072-721-7105	
	日本赤十字(大阪府支部)	大阪市中央区大手前 2-1-7	電話	06-6943-0705	
箕面市関係	箕面市消防本部	箕面市箕面 5-11-19	電話	072-724-5678	
	箕面消防署		FAX	072-724-6416	
			無線	80-420-0	
	箕面消防署東分署	箕面市粟生外院 2-4-7	電話	072-729-7091	
			FAX	072-729-3411	
	箕面消防署西分署	箕面市瀬川 3-1-13	電話	072-723-2771	
			FAX	072-723-3411	
	豊能消防署	豊能町東ときわ台 1-1-2	電話	072-736-0119	
	豊能消防署東出張所	豊能町余野 20-1	電話	072-739-1233	
	箕面市立病院	箕面市萱野 5-7-1	電話	072-728-2001	
			FAX	072-728-8232	
	みのおFMまちそだて(株)	箕面市船場東 2-5-47	電話	072-728-3210	
	(タッキー 816)	COM 3号館 2階	FAX	072-728-7370	
	箕面市社会福祉協議会	箕面市船場西 1-11-35	電話 1	072-749-1575	
			電話 2	072-749-1535	ボランティアセンター
			FAX	072-727-3590	
	箕面市国際交流協会	箕面市小野原西 5-2-36	電話	072-727-6912	
			FAX	072-727-6920	
	箕面市医師会	箕面市萱野 5-1-14	電話	072-729-2299	
			FAX	072-728-7158	
	箕面市歯科医師会	箕面市萱野 5-1-14	電話	072-728-0118	
			FAX	072-729-0134	
	箕面市薬剤師会	箕面市萱野 5-1-14	電話	072-729-1929	
			FAX	072-722-9910	
最初に開設	とどろみの森学園	箕面市森町中 1-23-14	電話	072-739-0378	
する避難所	箕面小学校	箕面市百楽荘 1-8-7	電話	072-721-2350	
	西小学校	箕面市新稲 3-12-2	電話	072-721-7975	
	南小学校	箕面市桜 6-5-1	電話	072-721-2522	
	西南小学校	箕面市瀬川 3-2-1	電話	072-722-7782	

削除: ・署

削除: 粟生間谷西 1-2-1

	中小学校	箕面市稲 1-15-8	電話	072-721-0601	
	萱野小学校	箕面市萱野 2-7-40	電話	072-721-3254	
	萱野東小学校	箕面市石丸 1-18-1	電話	072-729-3608	
	東小学校	箕面市粟生新家 5-5-1	電話	072-729-2134	
	豊川北小学校	箕面市粟生間谷西 4-3-1	電話	072-729-6564	
	豊川南小学校	箕面市小野原東 3-2-1	電話	072-728-0231	
	彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北 2-1-5	電話	072-726-9901	
	第二中学校	箕面市萱野 1-15-12	電話	072-721-7381	
	<u>中央生涯学習センター・</u> <u>メイプルホール</u>	<u>箕面市箕面 5-11-23</u>	<u>電話</u>	<u>072-721-2123</u>	
拡張する	第三中学校	箕面市瀬川 3-2-2	電話	072-723-1151	
避難所	第四中学校	箕面市石丸 1-17-1	電話	072-729-6322	
	第五中学校	箕面市稲 4-3-12	電話	072-728-7602	
	第六中学校	箕面市粟生間谷西 1-3-1	電話	072-729-0927	
協定締結	(近隣市町)				
自治体	豊中市	豊中市中桜塚 3-1-1	電話	06-6858-2525	
	池田市	池田市城南 1-1-1	電話	072-752-1111	
	能勢町	豊能郡能勢町宿野 28	電話	072-734-0001	
	豊能町	豊能郡豊能町余野 414-1	電話	072-739-0001	
	(競艇開催市)				
	群馬県桐生市	桐生市織姫町 1-1	電話	0277-46-1111	
	埼玉県戸田市	戸田市上戸田 1-18-1	電話	048-441-1800	
	東京都青梅市	青梅市東青梅 1-11-1	電話	0428-22-1111	
	東京都府中市	府中市宮西町 2-24	電話	042-364-4111	
	福井県坂井市	坂井市坂井町下新庄 1-1	電話	0776-66-1500	
	愛知県蒲郡市	蒲郡市旭町 17-1	電話	0533-66-1111	
	愛知県常滑市	常滑市新開町 4-1	電話	0569-35-5111	
	三重県津市	津市西丸之内 23-1	電話	059-229-3104	災害対策担当
	兵庫県伊丹市	伊丹市千僧 1-1	電話	072-783-1234	
	岡山県倉敷市	倉敷市西中新田 640	電話	086-426-3030	
	広島県大竹市	大竹市小方 1-11-1	電話	0827-59-2111	
	山口県周南市	周南市岐山通 1-1	電話	0834-22-8211	
	徳島県鳴門市	鳴門市撫養町南浜字東浜170	電話	088-684-1111	
	香川県丸亀市	丸亀市大手町 2-3-1	電話	0877-23-2111	
	佐賀県唐津市	唐津市西城内 1-1	電話	0955-72-9111	
	(その他)				
	静岡県富士宮市	富士宮市弓沢町 150	電話	0544-22-1111	
	<u>愛知県岡崎市</u>	<u>岡崎市十王町 2-9</u>	<u>電話</u>	<u>0564-23-6000</u>	
協定締結	大阪船場繊維卸商団地協同組合		電話	072-729-3321	
事業者	大阪府エルピーガス協会豊能支部箕面地区会		電話	072-723-6601	北摂ガス

削除: .
愛知県岡崎市

	第一屋製パン(株)大阪空港工場		電話	06-6841-4156	
	(株)関西スーパーマーケット		電話	072-772-0342	
	(株)ライフコーポレーション		電話	06-6815-2630	
	(株)阪食		電話	06-6845-7052	
	(株)大丸ビーコック		電話	06-6872-0011	
	イオンリテール(株)イオン箕面店		電話	072-726-0888	
	大阪府トラック協同組合 箕面市運輸事業部会		電話	072-728-2280	イナノ物流
	<u>(株)ネクステージセルフ箕面東</u>		<u>電話</u>	<u>072-749-1161</u>	
災害医療機関	大阪府立急性期・総合 医療センター	大阪市住吉区万代東 3-1-56	電話	06-6692-1201	
	大阪府済生会千里病院	吹田市津雲台 1-1-D6	電話	06-6871-0121	
	大阪大学医学部付属病院	吹田市山田丘 2-15	電話	06-6879-5111	
	大阪府三島救命救急	高槻市南芥川町 11-1	電話	072-683-9911	
	大阪医科大学付属病院	高槻市大学町 2-7	電話	072-683-1221	
	大阪府立成人病センター	大阪市東成区中道 1-3-3	電話	06-6972-1181	
	大阪府立精神医療センター	枚方市宮之阪 3-16-21	電話	072-847-3261	
	大阪府立呼吸器・	羽曳野市はびきの 3-7-1	電話	0729-57-2121	
	大阪府立母子保健 総合医療センター	和泉市室堂町 840	電話	0725-56-1220	

削除: 25

2 〔図表〕組織・体制

2-1 箕面市防災会議委員一覧

(平成28年6月現在)

職	条例該当区分
箕面市長	会長
近畿中国森林管理局京都大阪森林管理事務所長	1号
陸上自衛隊第36普通科連隊第3中隊長	2号
大阪府池田土木事務所長	3号
大阪府池田土木事務所地域防災監	
大阪府池田保健所長	
大阪府箕面警察署長	4号
箕面市副市長	5号
箕面市副市長	
箕面市教育長	6号
箕面市公営企業管理者	7号
箕面市病院事業管理者	8号
箕面市消防長	9号
箕面市消防団長	
箕面市 市政統括監	10号
箕面市総務部長	
西日本電信電話株式会社大阪支店設備部長	11号
関西電力株式会社 大阪北支社北摂地域統括部長	
大阪ガス株式会社北東部導管部 建設チーム建設北部チームマネージャー	
阪急電鉄株式会社運輸部長	12号
一般 社団法人箕面市医師会会長	
箕面市地区防災委員会委員長連絡会代表	13号
社会福祉法人箕面市社会福祉協議会会長	14号
箕面FMまちそだて株式会社代表取締役	14号
一般 社団法人箕面市歯科医師会会長	14号
一般 社団法人箕面市薬剤師会会長	14号

削除: 5

削除: 6

削除: 市長政策室長

削除: 池田営業所長

削除: 緊急保安チームマネージャー

削除: 25

2-2 箕面市災害対策本部構成員一覧

(平成28年7月現在)

削除: 5

削除: 6

種別	職
本部長	市長
副本部長	副市長
	副市長
本部員	教育長
	公営企業管理者
	病院事業管理者
	市政統括監
	政策総括監(地域創造部担当)
	総務部長
	人権文化部長
	市民部長
	地域創造部長
	健康福祉部長
	みどりまちづくり部長
	議会事務局長
	選挙管理委員会事務局長
	監査委員事務局長・公平委員会事務局長
	上下水道局長
	競艇事業局長
	子ども未来創造局長
	消防長
市立病院事務局長	

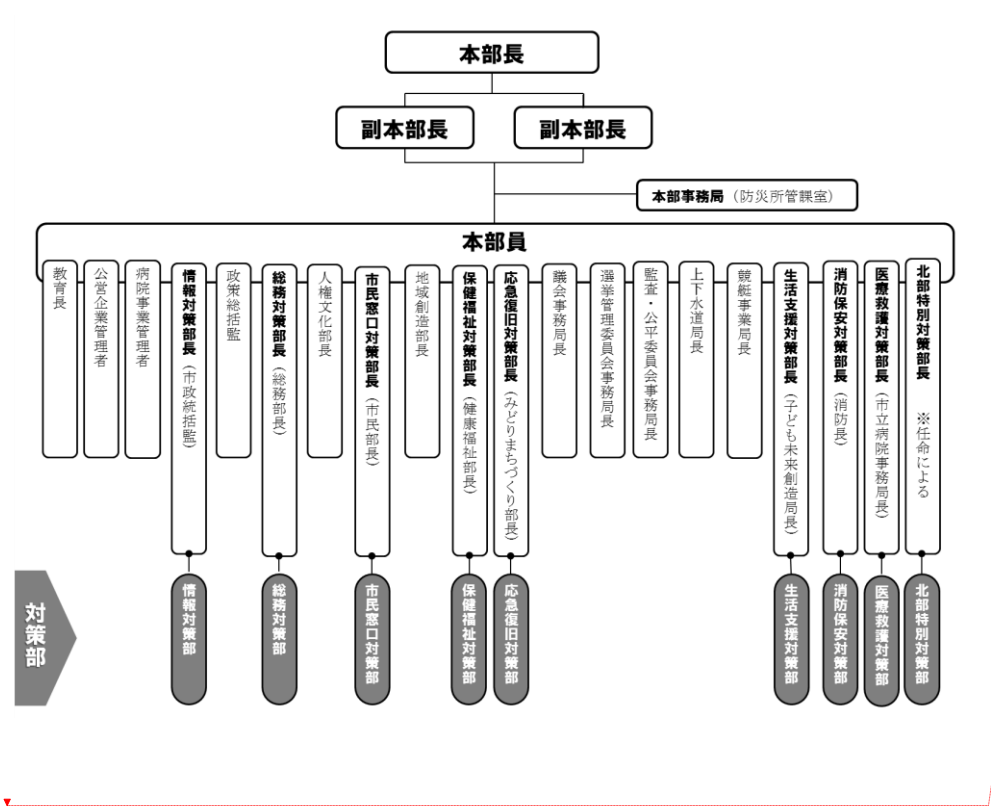
削除: 市長政策

削除: 室長

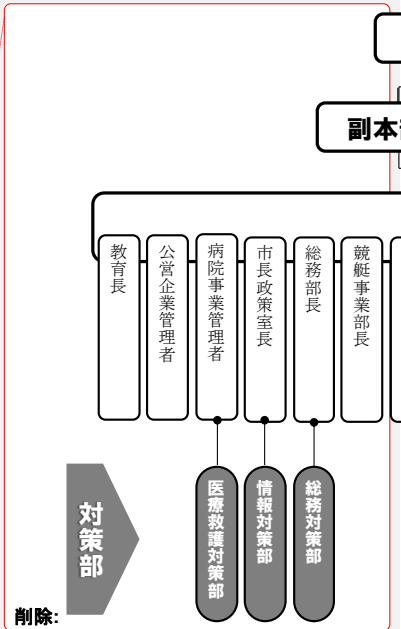
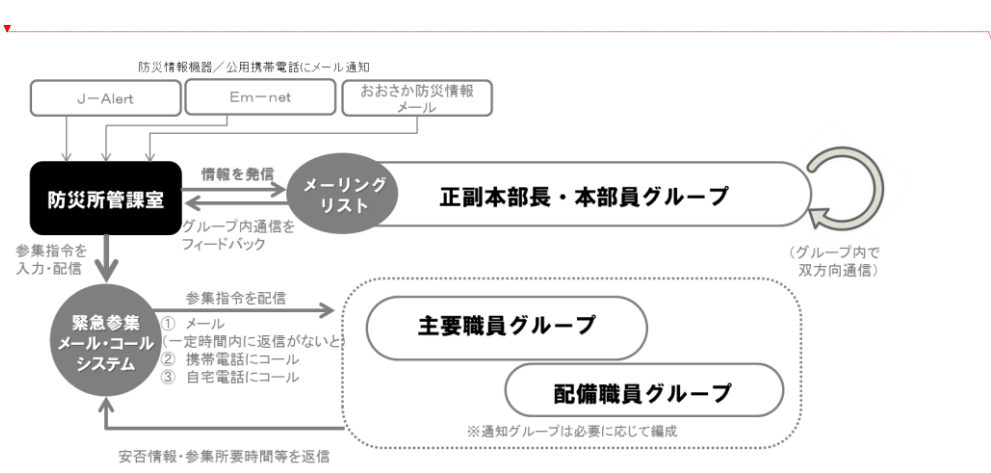
削除: 生涯学習部長

削除: 25

2-3 箕面市災害対策本部 組織イメージ図



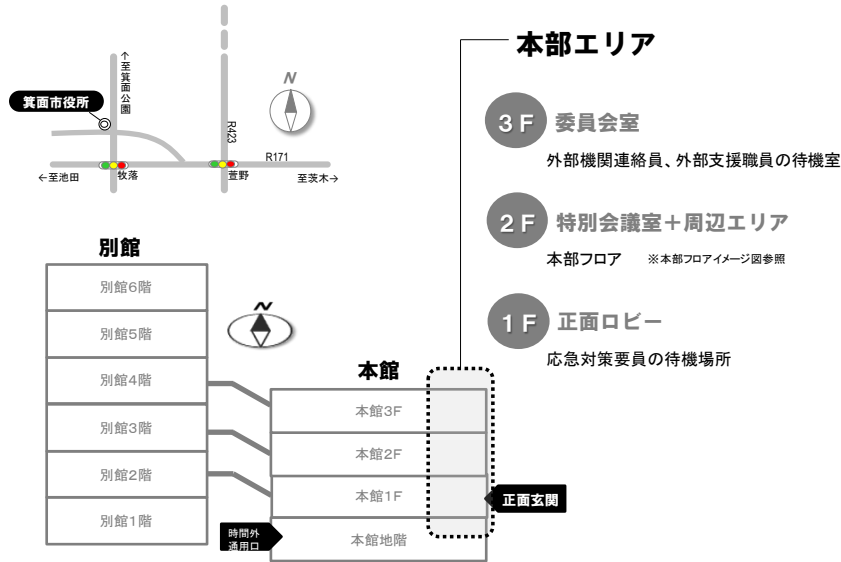
2-4 勤務時間外連絡体制イメージ図



削除:

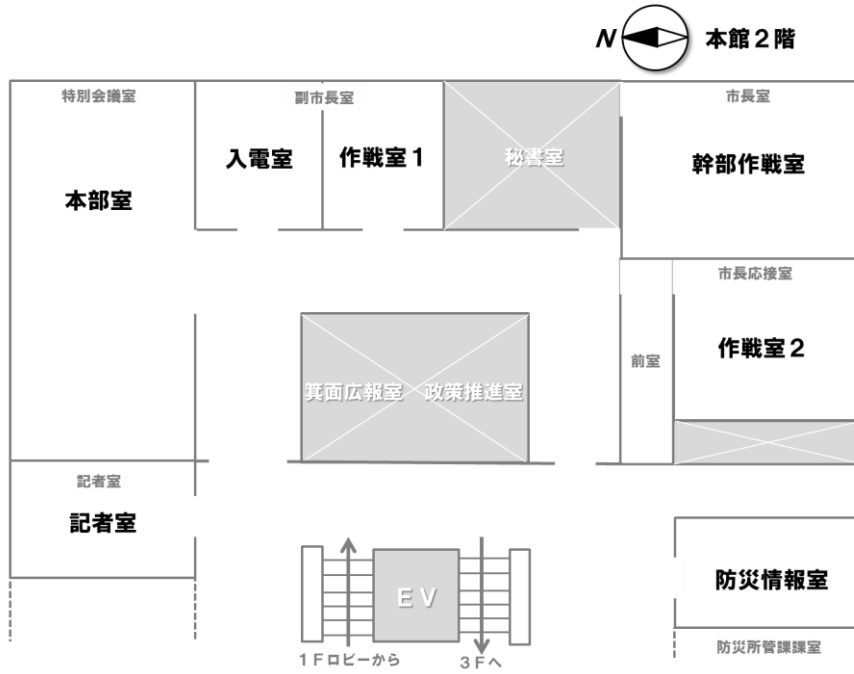
削除:

2-5 箕面市災害対策本部 本庁舎イメージ図



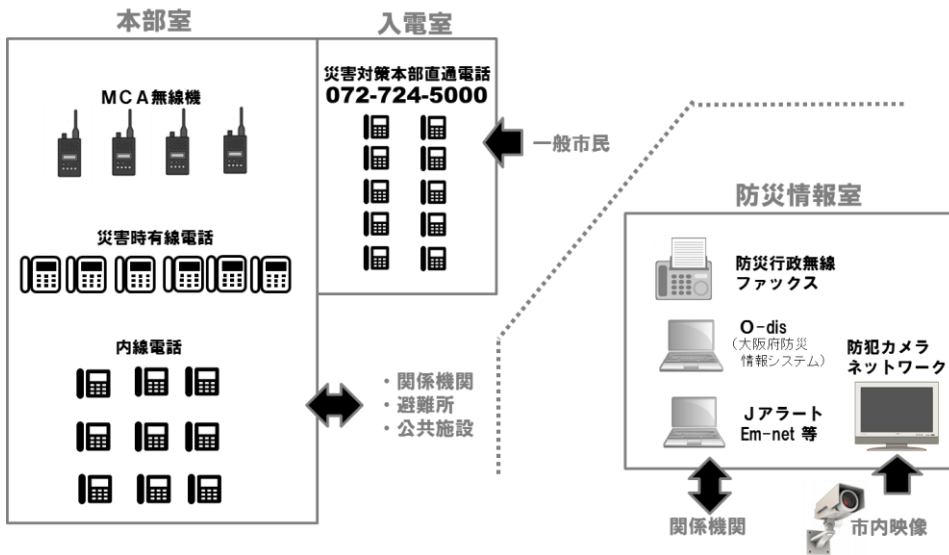
2-6 箕面市災害対策本部 本部フロアイメージ図

削除: 25



削除:
<オブジェクト>

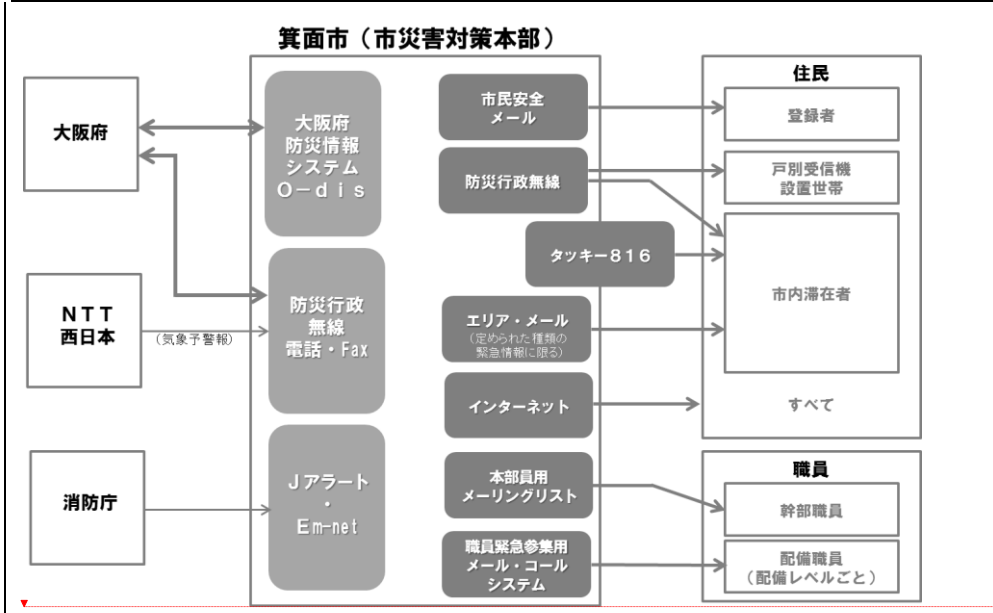
2-7 箕面市災害対策本部 情報収集体制イメージ図



削除:

削除: 25

2-8 情報収集・伝達ルート図



削除: .

2-9 大阪府防災情報システム (O-d i s) で取り扱う情報種別

カテゴリ	取り扱う情報
気象庁緊急防災情報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象予警報等 ・記録的短時間大雨情報 ・台風情報 ・指定河川洪水情報 ・府県気象情報 ・実況表示 ・地震火山情報
気象庁情報	<ul style="list-style-type: none"> ・注意報 ・津波予報 ・天気予報 ・天気分布予報 ・季節予報 ・アメダス ・台風情報 ・レーダーアメダス ・ひまわり ・南部近畿レーダー
ウェザーニュース情報	<ul style="list-style-type: none"> ・簡略実況天気図 ・簡略予想天気図 ・落雷情報 ・WN I 台風情報 ・降水短時間予報 ・降水短期間予報 ・お知らせ

府下テレメーター情報	<ul style="list-style-type: none"> ・土木テレメーター観測情報（雨量、河川水位、潮位） ・ため池テレメーター観測情報（雨量、ため池水位）
地震情報	<ul style="list-style-type: none"> ・気象庁地震情報 ・府下震度情報 ・震災被害シミュレーション
災害情報	<ul style="list-style-type: none"> ・府下被害分布情報 ・主な被害状況 ・映像情報 ・各種被害状況一覧表 ・府有施設被害状況 ・大阪府応急対策実施状況 ・大阪府体制状況 ・市町村体制状況 ・避難勧告指示状況 ・避難所状況 ・医療救護所状況
防災計画情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン被害状況 ・防災計画情報 ・防災力調査情報
広報情報	<ul style="list-style-type: none"> ・消防力調査情報 ・大阪府からの広報情報

2-10 エリアメール／緊急速報メールで送信可能な情報種別

市がエリアメール／緊急速報メールで送信可能な情報は、以下の情報に限定されており、たとえ公共性の高い情報であっても、これ以外の情報を配信することは、規約に反する。

	送信可能情報
1	避難準備情報
2	避難勧告
3	避難指示
4	警戒区域情報
5	津波注意報
6	津波警報
7	大津波警報
8	噴火警報（レベル3未満の火口周辺警報を除く）
9	指定河川洪水警報（はん濫注意情報を除く）

10	土砂災害警戒情報東海地震予知情報
11	東海地震予知情報
12	弾道ミサイル情報（国民保護にかかわる警報）
13	航空攻撃情報（国民保護にかかわる警報）
14	ゲリラ・特殊部隊攻撃情報（国民保護にかかわる警報）
15	大規模テロ情報（国民保護にかかわる警報）

2-11 MCA無線屋外子局一覧

番号	局名称	場所
1	止々呂美市道	箕面市上止々呂美（上之所橋付近）
2	止々呂美公民館	箕面市上止々呂美
3	旧止々呂美農協	箕面市下止々呂美
4	間谷北公園	箕面市栗生間谷東7丁目25番
5	間谷南公園	箕面市栗生間谷東5丁目31番
6	東山南公園	箕面市栗生間谷西7丁目21番
7	奥児童遊園	箕面市栗生間谷西6丁目8番
8	豊川北小学校	箕面市栗生間谷西4丁目3番
9	青松園2号公園	箕面市外院3丁目16番
10	旧永寿園敷地内	箕面市白島3丁目5番
11	萱野北小学校	箕面市如意谷4丁目4番
12	山麓公園	箕面市如意谷3丁目2番
13	箕面北児童公園	箕面市箕面3丁目2番
14	桜保育所駐車場	箕面市桜2丁目15番
15	箕面平和台遊園	箕面市箕面8丁目19番
16	新稲北公園	箕面市新稲1丁目6番
17	新稲高区配水池	箕面市新稲2丁目11番
18	西宿1号公園	箕面市西宿3丁目10番

削除: 25

19	新船場東公園	箕面市船場東3丁目8番
20	西南公民館	箕面市瀬川3丁目2番
21	止々呂渚公園	箕面市桜ヶ丘4丁目16番
22	阿比太公園	箕面市桜ヶ丘1丁目8番
23	瀬川南公園	箕面市瀬川4丁目19番
24	桜井公園	箕面市桜井2丁目10番
25	桜南公園	箕面市桜5丁目20番
26	西小路公園	箕面市西小路2丁目10番
27	牧落公園	箕面市牧落2丁目11番
28	西脇公園	箕面市稲2丁目8番
29	唐池公園	箕面市坊島1丁目11番
30	南山東公園	箕面市萱野5丁目10番
31	坊の島公園	箕面市坊島4丁目17番
32	外院公園	箕面市外院2丁目3番
33	新家児童遊園	箕面市粟生新家1丁目10番
34	外院南1号公園	箕面市粟生新家5丁目8番
35	小野原南1号公園	箕面市小野原東3丁目10番
36	小野原公園	箕面市小野原西5丁目8番
37	箕面森町	箕面市森町中1丁目11番
38	彩都の丘学園	箕面市彩都粟生北2丁目1番
39	箕面会館	箕面市箕面1丁目9番
40	箕面市役所別館	別館屋上
41	瀬川西公園	箕面市瀬川5丁目16番
42	杉谷公園	箕面市船場西2丁目11番
43	今宮長池児童遊園	箕面市今宮3丁目20番
44	けやき公園	小野原東1丁目6番

削除: 箕面観光案内所（会館屋上）

※No. 41～44：平成25年度に追加整備

2-12 災害予防対策の所管部局

削除: 室

災害予防対策の項目	主担部局	主な関係部局
2-1 防災体制の整備		
2-1-1 組織体制の整備	総務部	全部局
2-1-2 地域防災拠点の整備	総務部	健康福祉部 子ども未来創造局 消防本部 市立病院
2-1-3 防災訓練及び防災研修の実施	総務部 子ども未来創造局	全部局室
2-1-4 広域防災体制の整備	総務部	消防本部

削除: 室

削除: 室

削除: 室

削除: 生涯学習部

削除: 25

2-1-5 情報収集伝達体制の整備	総務部	消防本部 地域創造部 健康福祉部 市民部
2-1-6 消火・救急・救助体制の整備	消防本部	総務部
2-1-7 災害時医療体制の整備	市立病院	健康福祉部 消防本部
2-1-8 緊急輸送体制の整備	総務部	みどりまちづくり部 市民部 子ども未来創造局
2-1-9 避難収容体制の整備	総務部	健康福祉部 子ども未来創造局 人権文化部 みどりまちづくり部
2-1-10 緊急物資確保体制の整備	総務部	上下水道局 健康福祉部 子ども未来創造局
2-1-11 ライフライン確保体制の整備	上下水道局	みどりまちづくり部 地域創造部
2-1-12 交通確保体制の整備	みどりまちづくり部	
2-1-13 災害時要援護者支援体制の整備	総務部 健康福祉部	人権文化部
2-1-14 帰宅困難者(来街者等)支援体制の整備	地域創造部	総務部
2-1-15 在宅被災者等支援体制の整備	総務部	人権文化部
2-2 地域防災力の向上		
2-2-1 防災意識の高揚	総務部 子ども未来創造局	みどりまちづくり部 人権文化部
2-2-2 地域防災体制の整備	総務部 人権文化部	地域創造部
2-2-3 ボランティアの活動環境の整備	健康福祉部	総務部
2-2-4 教育・社会福祉・医療施設等における避難計画の整備	総務部	子ども未来創造局 健康福祉部 市立病院
2-3 災害予防対策の推進		
2-3-1 都市防災機能の強化	みどりまちづくり部	子ども未来創造局 上下水道局
2-3-2 地震災害予防対策の推進	総務部 みどりまちづくり部	
2-3-3 水害予防対策の推進	総務部	みどりまちづくり部 上下水道局
2-3-4 土砂災害予防対策の推進	総務部 みどりまちづくり部	
2-3-5 危険物等災害予防対策の推進	消防本部	
2-3-6 火災予防対策の推進	消防本部	
2-3-7 原子力災害予防対策の推進	総務部	市民部

削除: 救助・

削除: 生涯学習部

削除: 生涯学習部

※ここに記載している部局のほか、箕面市事務分掌条例及び同施行規則等の規定により定められた所管業務に該当する予防対策については、当該部局室が所管する。

削除: 室

削除: 25

2-13 災害応急対策の担当対策部

災害応急対策の項目	主担当対策部	主な関係対策部
3-1 活動体制の確立		
3-1-1 組織体制	総務対策部	全対策部
3-1-2 動員配備体制	総務対策部	全対策部
3-1-3 災害時特別宣言	総務対策部	全対策部
3-1-4 自衛隊の災害派遣の要請・受け入れ	総務対策部	
3-1-5 広域応援等の要請・受け入れ	総務対策部	消防保安対策部 応急復旧対策部
3-2 情報収集伝達・警戒活動		
3-2-1 警戒期の情報伝達	総務対策部	情報対策部 保健福祉対策部
3-2-2 警戒活動	応急復旧対策部 総務対策部	
3-2-3 発災直後の情報収集伝達	総務対策部 情報対策部	
3-2-4 災害広報	情報対策部	保健福祉対策部
3-3 消火・救急・救助、医療救護		
3-3-1 消火・救急・救助活動	消防保安対策部	生活支援対策部
3-3-2 医療救護活動	医療救護対策部	生活支援対策部 保健福祉対策部
3-4 安否確認、避難収容		
3-4-1 地震時の安否確認と避難支援	生活支援対策部	保健福祉対策部
3-4-2 風水害時の避難支援	総務対策部 保健福祉対策部	
3-4-3 児童・生徒等の安全確保	生活支援対策部	
3-4-4 避難所の開設・運営	生活支援対策部	総務対策部 保健福祉対策部
3-5 交通対策、緊急輸送活動		
3-5-1 交通規制・交通の維持復旧	応急復旧対策部	
3-5-2 緊急輸送活動	総務対策部	生活支援対策部
3-6 二次災害防止、ライフライン確保		
3-6-1 公共施設応急対策	応急復旧対策部	
3-6-2 民間建築物等応急対策	応急復旧対策部	消防保安対策部
3-6-3 ライフラインの確保	応急復旧対策部	
3-7 被災者の生活支援		
3-7-1 災害救助法による救助	総務対策部	全対策部
3-7-2 緊急物資の供給	生活支援対策部 応急復旧対策部	

削除: 総務対策部

削除:

削除: 自衛隊の災害派遣の要請・受け入れ

削除: 広域応援等の要請・受け入れ

削除: 総務対策部

削除: 消防保安対策部、
応急復旧対策部本部 上下水道局

削除: .
地域統括対策部

削除: ・救急

削除: 救助・

削除: 地域統括

削除: 地域統括

削除: 生活支援対策部

削除: 地域統括対策部、

削除: .
上下水道対策部

削除: 本部

削除: 上下水道

削除: 応急復旧対策部

削除: 上下水道

削除: 25

3-7-3	住宅の応急確保	応急復旧対策部	
3-7-4	教育環境の復旧	生活支援対策部	応急復旧対策部
3-7-5	巡回相談等の実施	保健福祉対策部	市民窓口対策部 医療救護対策部
3-7-6	自発的支援の受け入れ	保健福祉対策部	<u>生活支援対策部</u>
3-8 社会環境の確保			
3-8-1	保健衛生活動	保健福祉対策部	
3-8-2	廃棄物の処理	市民窓口対策部	
3-8-3	遺体の処理、火葬等	市民窓口対策部	
3-8-4	社会秩序の維持	消防保安対策部	<u>総務対策部、情報対策部</u>
3-9 事故等災害時の応急対策			
3-9-1	道路災害応急対策	応急復旧対策部	消防保安対策部
3-9-2	鉄道災害応急対策	応急復旧対策部	消防保安対策部
3-9-3	航空機災害応急対策	消防保安対策部	
3-9-4	危険物等応急対策	消防保安対策部	
3-9-5	高層建築物、市街地の火災等による災害応急対策	消防保安対策部	
3-9-6	林野火災応急対策	消防保安対策部	
3-10 原子力災害時の応急対策			
3-10-1	情報収集・伝達	総務対策部	情報対策部
3-10-2	応急対策	総務対策部	情報対策部 市民窓口対策部 医療救護対策部
3-11 東海地震に関連する情報に伴う対応			
3-11-1	基本方針	—	—
3-11-2	情報レベル	—	—
3-11-3	注意情報・予知情報が発表された時の対応措置	総務対策部	全対策部

削除: 地域統括対策部

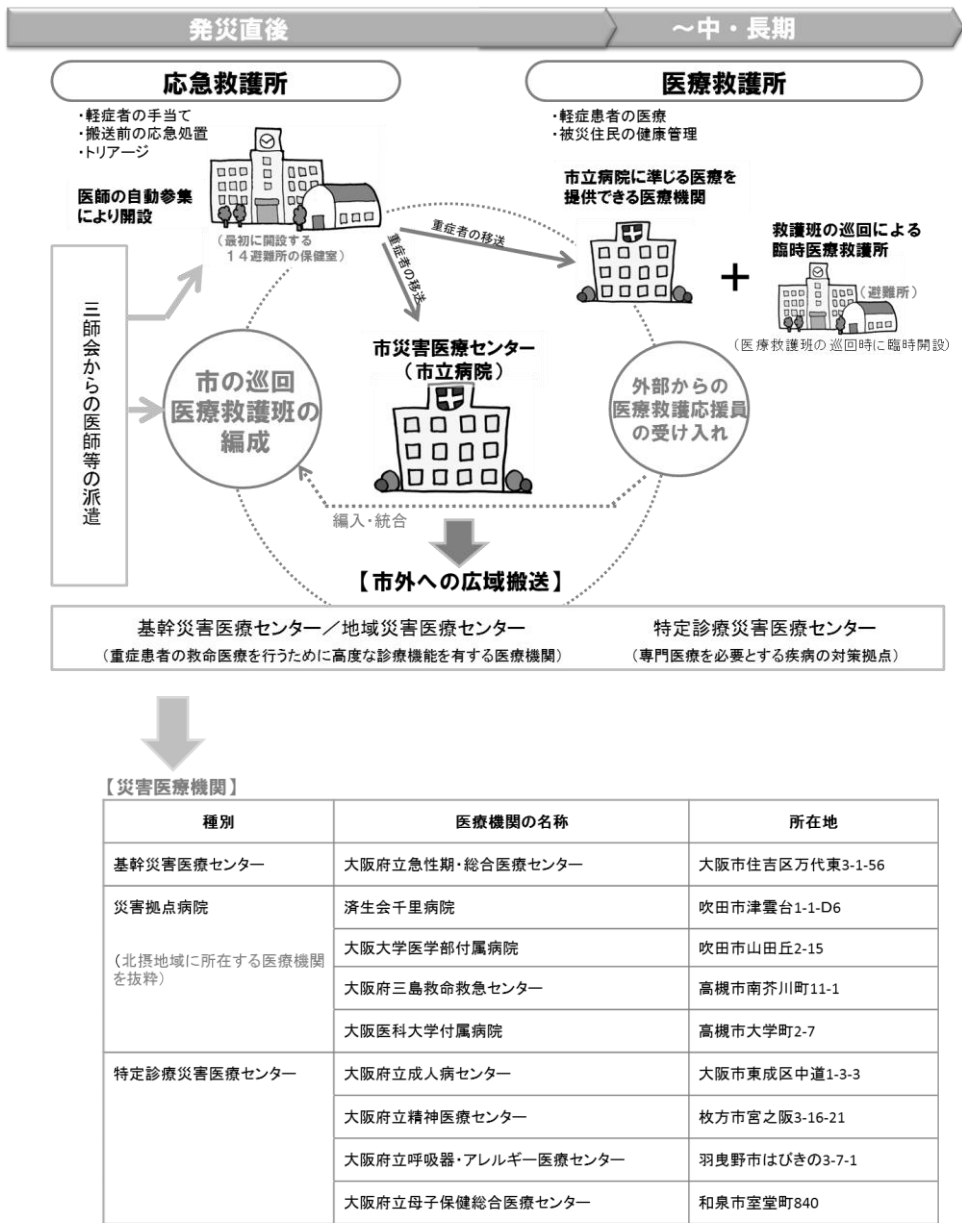
2-14 災害時応援協定一覧

種別	締結先	協定の名称	締結年月
自治体等	豊中市、池田市、豊能町、能勢町	災害時における相互応援に関する協定	平成 9 年 2 月
	伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市	大規模災害時の相互応援に関する協定	平成 9 年 3 月
	静岡県富士宮市	災害時における相互協力に関する協定	平成 23 年 8 月
食糧・物資	大阪船場繊維卸商団地協同組合	災害救助に必要な物資の調達に関する協定	平成 9 年 1 月

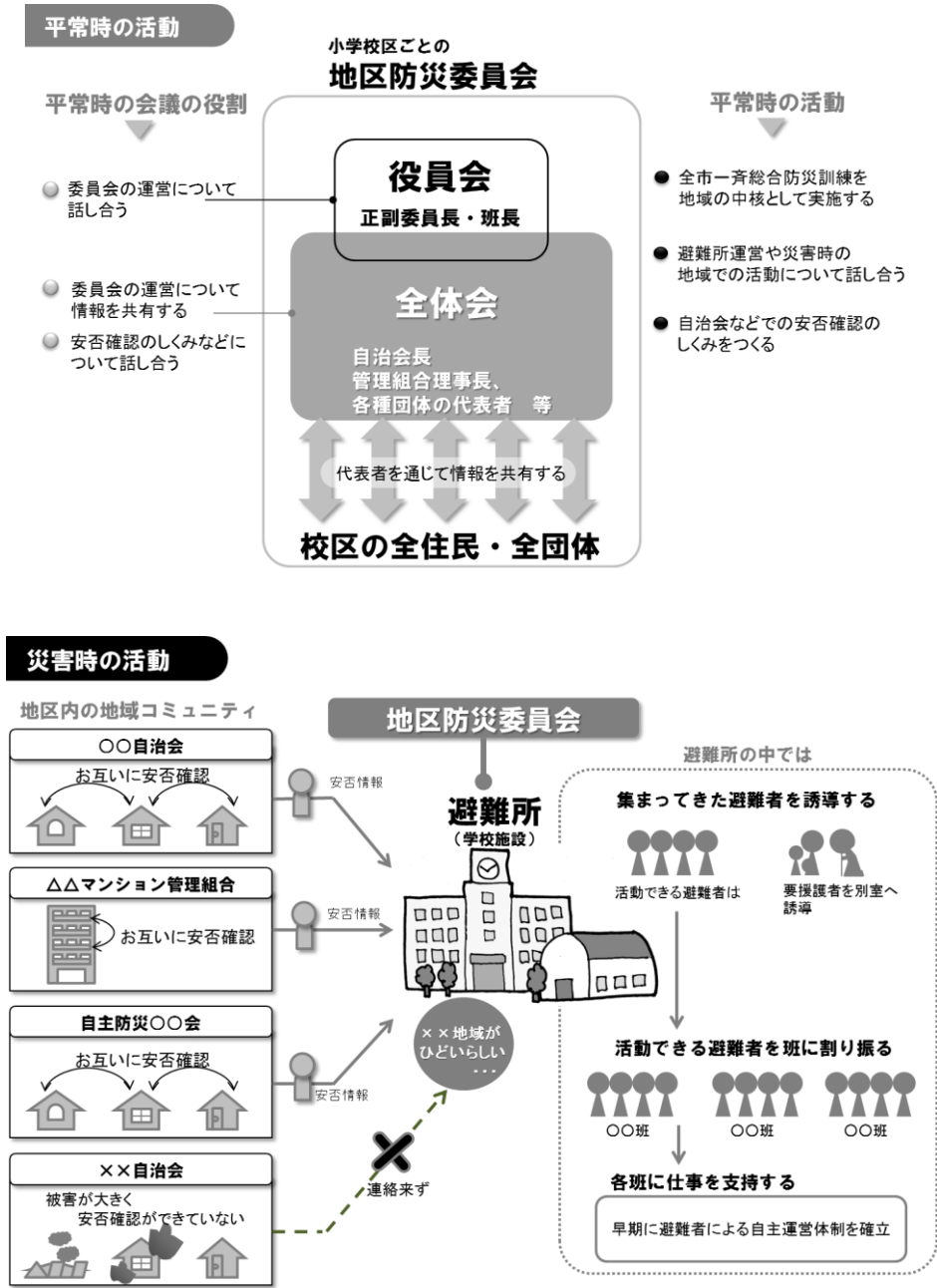
	大阪府エルピーガス協会箕面地区会	災害時における緊急用燃料の供給協力に関する協定	平成9年1月
	第一屋製パン株式会社	災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	平成11年8月
	株式会社関西スーパーマーケット	災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	平成18年12月
	株式会社ライフコーポレーション	災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	平成18年12月
	株式会社阪食	災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	平成18年12月
	株式会社大丸ピーコック	災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	平成18年12月
	イオンリテール株式会社イオン箕面店	災害時における生活物資等の安定供給に関する協定	平成18年12月
	株式会社アヤハディオ箕面彩都店	災害時における物資等の優先供給及び平常時における防災啓発に関する協定	平成25年1月
	コーナン商事株式会社	災害時における物資の供給に関する協定	平成25年3月
	株式会社ネクステージ	災害時における燃料等の優先供給に関する協定	平成28年6月
応急復旧	箕面市建設業協同組合	災害時における応急復旧作業に関する協定	平成21年8月
	箕面造園緑化推進組合	災害時における倒木処理等に関する協定	平成21年3月
	箕面市清掃協議会	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	平成21年5月
	箕面市環境整備協力会	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	平成21年5月
	箕面市環境事業協議会	災害時における下水道施設の清掃等に関する協定	平成21年5月
	箕面市管工事業協同組合	災害時における上下水道施設等の応急復旧作業等	平成21年5月
	箕面電気設備協力会	災害時における電気設備の応急復旧作業等に関する協定	平成23年1月
	大阪府電気工事組合箕面地区	災害時における電気設備の応急復旧作業等に関する協定	平成24年7月
運輸	大阪府トラック協同組合箕面市運輸事業部会	災害発生時等の物資等の緊急輸送に関する協定	平成10年10月
その他	箕面市内郵便局	災害時における相互協力に関する協定	平成11年3月
	西日本電信電話株式会社 大阪支	災害用備蓄物資保管場所の使	平成21年10月

店	用に関する協定	
株式会社ジェイコムウエスト/ 株式会社ジュピターテレコム	災害時等の緊急放送における協定	平成24年10月
サントリーホールディングス株式会社	災害時における施設の使用に関する協定	平成24年10月
大阪府立箕面高等学校	災害時における施設の使用に関する協定	平成24年10月
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	平成25年3月
東和株式会社	災害時における備蓄品の保管場所の使用に関する協定	平成25年11月

2-15 現地医療体制のイメージ図



2-16 地区防災委員会の活動イメージ図



削除: 25

3 〔図表〕各種防災拠点／輸送・交通

3-1 外部支援受け入れ拠点一覧・位置図

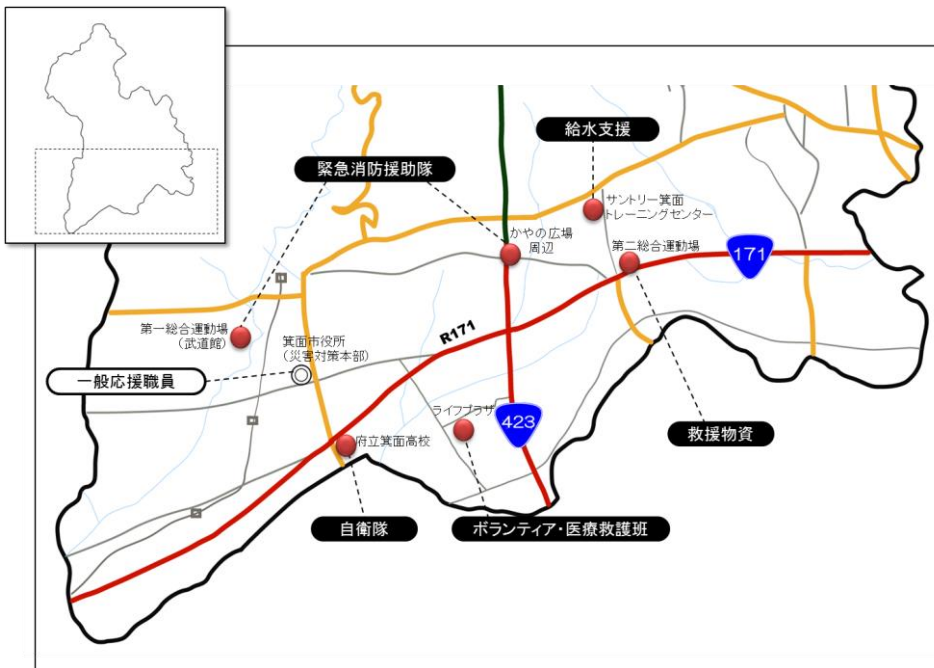
外部支援の種類	受け入れ拠点	附帯条件	備考
自衛隊	府立箕面高校グラウンド	屋内運動場を使用可	
緊急消防援助隊	市立かやの広場を中心とするみのお キューズモール周辺（道路敷含む）	周辺道路敷を封鎖して使用（国道423号は除く）	駐留は市立第一総合運動場（武道館）
給水支援	サントリー箕面トレーニングセンター	体育館使用可	
救援物資	市立第二総合運動場体育館	多目的グラウンドはヘリポートとして使用	
ボランティア 医療救護班	ライフプラザ	同一敷地内の市立病院、ライフプラザ分館を一体的に使用可	宿泊は他の施設を使用可

削除: に

削除: 他の施設を使用可

削除: マーケットパークヴィソラ

※他自治体からの一般応援職員（避難所運営支援など）は、市災害対策本部で受け入れ、他の施設で宿泊



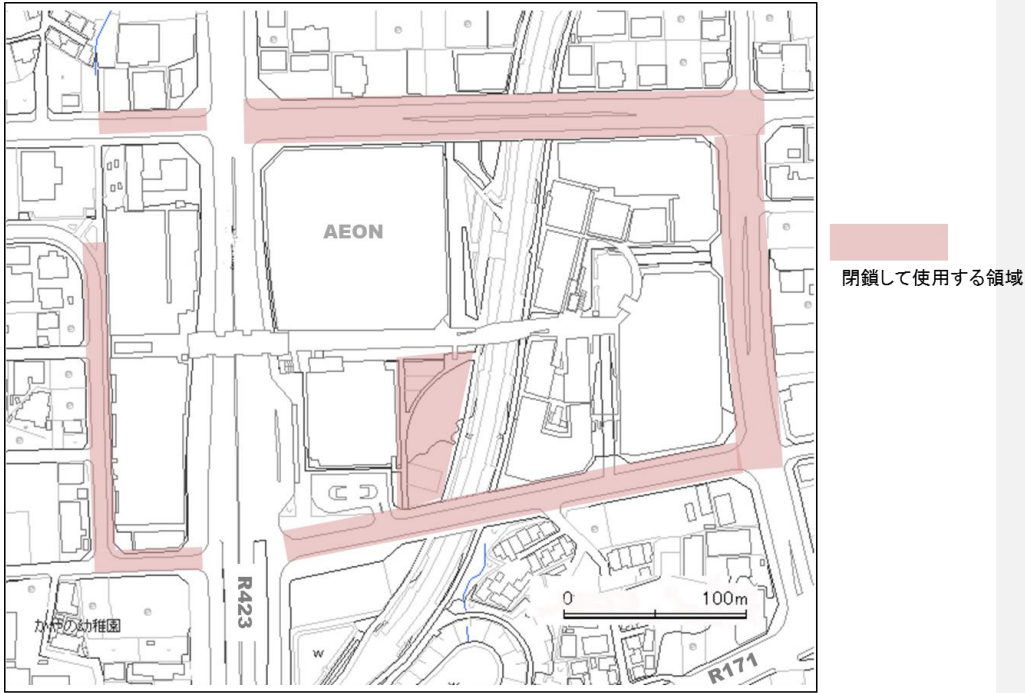
削除: .

.

削除: 25

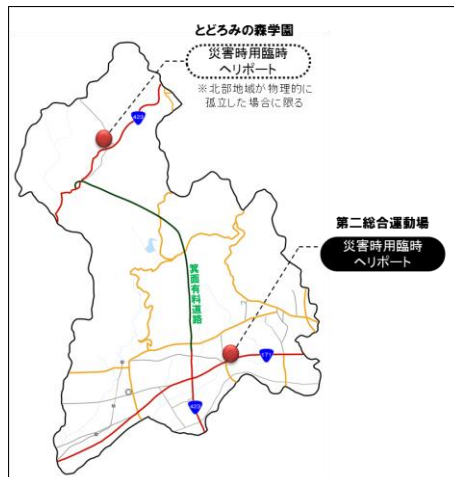
3-2 みのおキューズモール周辺図

削除: みのおマーケットパークヴィソラ



3-3 災害時用臨時ヘリポート一覧・位置図

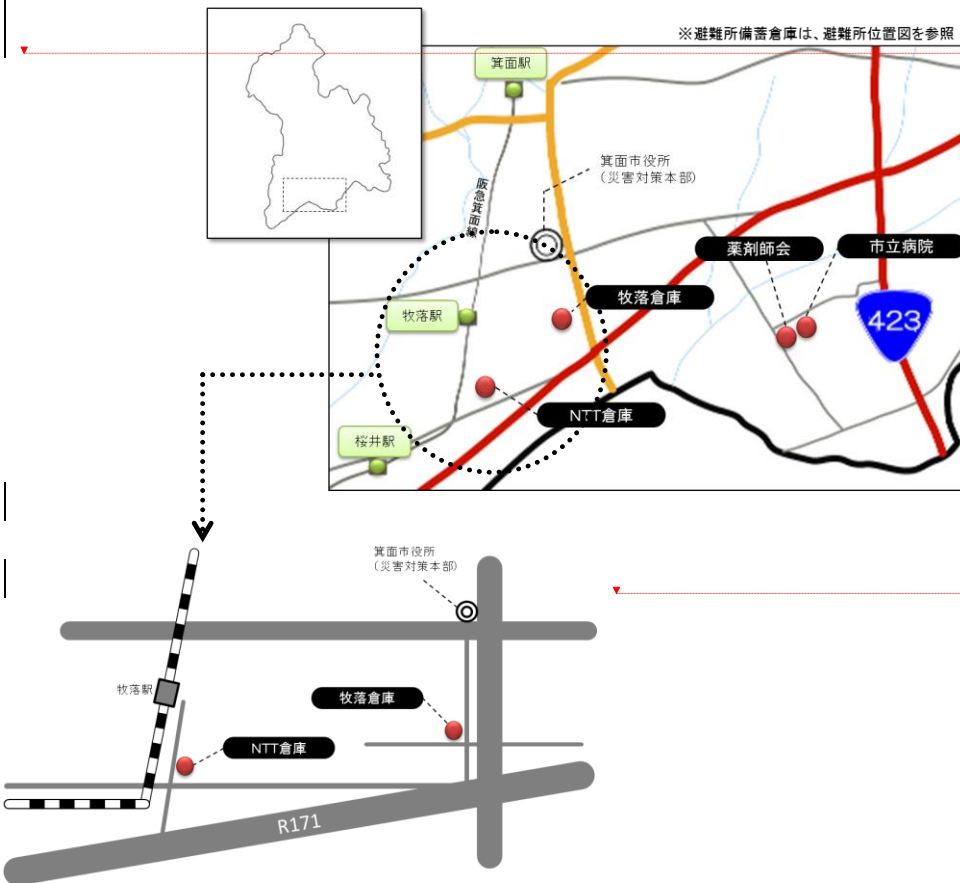
施設名	備考
第二総合運動場 多目的グラウンド	
とどろみの森学園 屋外運動場	北部地域が物理的に孤立した場合のみ使用（箕面有料道路が通行不能時を想定）



削除: 25

3-4 備蓄拠点一覧・位置図

種別	備蓄品の用途	主な備蓄品目	備蓄拠点
避難所備蓄倉庫	避難者用	食糧品・飲料水・毛布・紙おむつ・発電機・照明器具・非常用トイレセット 等	避難所（19カ所）
中央備蓄倉庫	災害対策本部用	資機材・毛布 等	①牧落倉庫 ②西日本電信電話（株）百楽荘旧社屋（通称NTT倉庫）
薬剤師会備蓄倉庫	応急救護所用	消毒液・輸液 等	薬剤師会
市立病院薬剤庫	応急救護所・医療救護所用	医療機材・衛生材料 等	市立病院



削除: <オブジェクト>

削除: <オブジェクト>

削除: 25

3-5 中央備蓄倉庫備蓄資機材一覧

救助用資機材

- トラロープ
- ビニール紐
- ビニールロープ
- 縄
- 懐中電灯
- キャップライト
- 乾電池
- 電池チェッカー
- ヘルメット
- 作業服
- 軍手
- 皮手袋
- 掛矢
- 鎌
- シャベル
- ボルトクリッパー
- ツルハシ
- ハンマー
- テコバール
- 金テコ
- のこぎり
- 斧又はナタ
- ハンドマイク
- 鉄線
- 矢板
- 杭
- たこ

避難者用資機材

- 毛布
- ポリタンク
- 防災用かまどセット
- 木炭
- 肌着セット
- コンパクトタオル
- 紙おむつ
- 生理用品
- ほ乳びん
- 粉ミルク
- ポータブルトイレ
- もち箱
- もち箱ふた
- 水筒
- やかん
- ローソク
- 蚊取り線香
- 炊き出し鍋セット
- チャッカマン
- 食器
- サバイバルフーズ
- 腕章

水防用資機材

- 防雨シート
- 雨合羽
- 長靴
- ウォータージェル
- 土のう袋

削除: セット

削除: やかん

削除: セット

削除: サバイバルフーズ

3-6 避難所備蓄倉庫備蓄資機材一覧

救助用資機材

長靴
ウォータージェル
土のう袋
トランジスターラジオ
手回しライト
コードリール
トラロープ
クレモナロープ
縄ばしご
可搬式ウインチ
キャップライト
乾電池
電池チェッカー
ヘルメット
軍手
皮手袋
防塵メガネ
防塵マスク
鎌
シャベル
ボルトクリッパー
ツルハシ
ハンマー
テコバール
のこぎり
斧又はなた
ジャッキ
ハンドマイク
トランシーバー
投光器
発電機
チェーンソー

インバーター
エンジンカッター
救助ロープ
災害救助道具
担架
リヤカー

消火用資機材

消火器
水バケツ
可搬式動力ポンプ
消火用ホース
仕切弁キー
手鉤(てかぎ)
消火用水槽
水中ポンプ
防雨シート
一輪車
雨合羽

避難者用資機材

救急医療セット
衛生材料
毛布
机
椅子
ポリタンク
携行缶
混合オイル
エンジンオイル
混合用容器
飲料水用ポリ袋

防災用かまどセット
木炭
避難所用敷物
生活用品セット
肌着セット
コンパクトタオル
紙おむつ(乳児用・大人用)
生理用品
ポータブルトイレ
トイレ処理セット
自転車
給水用水槽
テント
浄水機
仮設トイレ
マンホールトイレ
LEDランタン
アルファ米
サバイバルフーズ
お粥
カンパン
飲料水
長期保存パン

削除: 25

3-7 災害対策活動拠点一覧

庁舎・施設名	想定用途	備考
豊川支所		
市役所第3別館	応援職員宿舎	
教育センター		
市民会館（グリーンホール）	市職員仮眠室	指定管理
文化・交流センター		指定管理
東生涯学習センター	箕面警察署予備庁舎	
豊能広域こども急病センター		
萱野老人いこいの家		指定管理
桜ヶ丘老人いこいの家		指定管理
桜ヶ丘人権文化センター（ヒューマンズプラザ）		指定管理
西南公民館		
西南図書館		
第一総合運動場 武道館	緊急消防援助隊駐留拠点	指定管理
第一総合運動場 野球場		
市民体育館（スカイアリーナ）	遺体安置所（大規模）	指定管理
萱野中央人権文化センター（らいとびあ21）		指定管理
市民活動センター		指定管理
桜ヶ丘保育所		
萱野保育所		
稲保育所		
東保育所		
かやの幼稚園		
せいなん幼稚園		
なか幼稚園		
とよかわみなみ幼稚園		
コミュニティセンター北小会館	ボランティア宿舎	指定管理
コミュニティセンター南小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター箕面小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター豊川北小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター萱野小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター豊川南小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター西小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター萱野東小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター西南小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター東小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター中小会館	ボランティア宿舎	
コミュニティセンター萱野北小会館	ボランティア宿舎	
聖苑	遺体安置所（小規模）	指定管理
小野原多世代交流センター		指定管理
小野原多文化交流センター	国際交流協会活動拠点	指定管理
稲ふれあいセンター		指定管理

削除: 中央生涯学習センター・メイプルホール

削除: 箕面保育所

削除: ひがし幼稚園

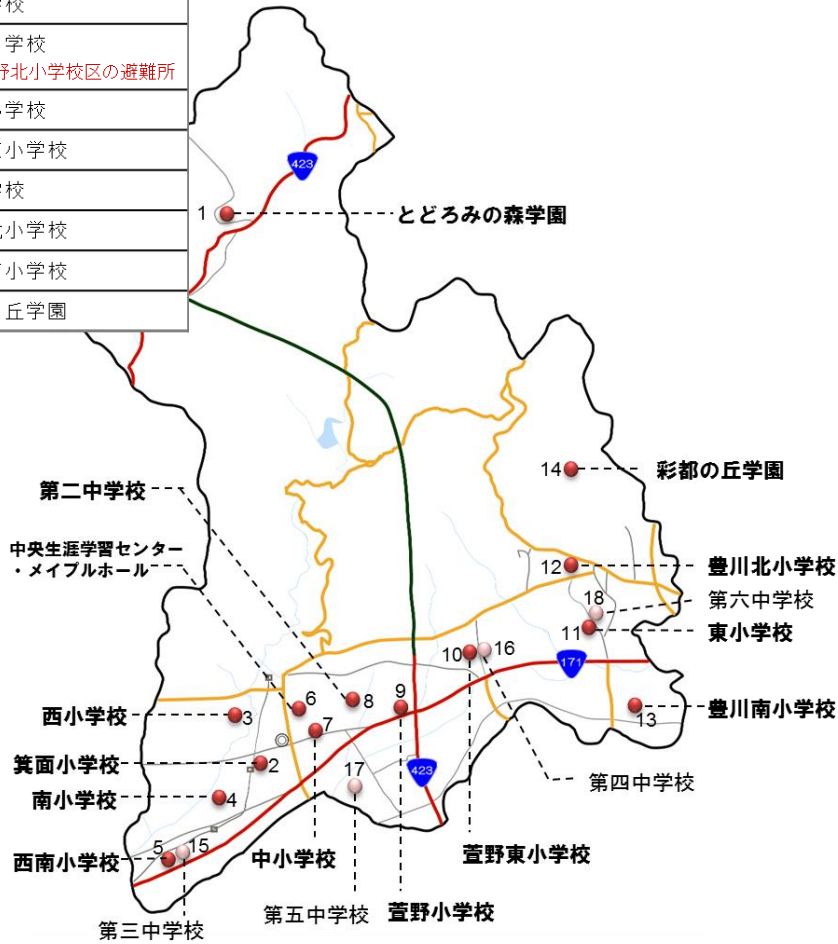
3-8 避難所一覧・位置図

● 最初に開設する避難所

	避難所の名称
1	とどろみの森学園
2	箕面小学校
3	西小学校
4	南小学校
5	西南小学校
6	中央生涯学習センター・メイプルホール ※北小学校区の避難所
7	中小学校
8	第二中学校 ※萱野北小学校区の避難所
9	萱野小学校
10	萱野東小学校
11	東小学校
12	豊川北小学校
13	豊川南小学校
14	彩都の丘学園

● 拡張して開設する避難所

	避難所の名称
15	第三中学校
16	第四中学校
17	第五中学校
18	第六中学校



削除: <オブジェクト>

削除: 25

3-9 福祉避難所一覧

施設名	所在地	電話番号	備考
箕面市立介護老人保健施設	萱野 5-8-2	727-9530	
介護老人保健施設ラ・アケソニア	白島 1-19-3	727-6514	
介護老人保健施設箕面グリーンビ ィラ	粟生間谷東 1-33-25	727-3475	
特別養護老人ホーム白島荘	白島 3-5-50	724-5511	
特別養護老人ホーム箕面の郷	石丸 1-14-1	749-2277	
特別養護老人ホーム紅葉の郷	稲 6-11-20	726-7700	
特別養護老人ホームゆずの郷・養 護老人ホームゆずの郷	稲 6-14-36	726-7701	
稲デイサービスセンター	稲 1-14-5	722-2657	
箕面市立光明の郷ケアセンター	粟生新家 3-12-5	729-5083	
箕面市立障害者福祉センターささ ゆり園	西小路 3-9-9	724-2940	
箕面市立ワークセンターささゆり	瀬川 3-3-21	722-6041	
箕面市立あかつき園	瀬川 3-3-21	722-3318	
明光ワークス	稲 6-15-26	729-2183	

削除: ら

削除: ゆずの郷

削除: 老人

3-10 避難地一覧

種別	名称	所在地	面積 (㎡)
広域避難地	第二総合運動場周辺地域広域避難地	石丸 1 丁目・外院 1 丁目	290,000
	森町内近隣公園広域避難地	森町中 1 丁目	42,000
一時避難地	粟生南公園	粟生間谷西 3 丁目	10,855
	山麓公園	如意谷 3 丁目	12,000
	松出公園	小野原西 3 丁目	12,000
	唐池公園	坊島 1 丁目	12,052
	西脇公園	稲 2 丁目	16,000
	国文都市 6 号公園	粟生間谷	26,000
	箕面東公園	粟生新家 2 丁目	27,400
	箕面西公園	桜 2 丁目・新稲 3 丁目	32,000

削除: 芦原公園

削除: 箕面 5 丁目

削除: 12,200

3-11 避難路位置図

巻末地図①参照

(ただし、避難路及び、準避難路のうち幅員 10メートル以上 16メートル未満の道
路のみを表示)

3-12 緊急交通路位置図

巻末地図②参照

4 〔図表〕地震被害想定／危険箇所

4-1 地震被害想定

本市の最大被害想定

想定項目		上町断層帯 地震A	上町断層帯 地震B	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震	東南海・南海 地震
建 物 被 害	全 壊	2,444	53	64	5,556	0	20
	半 壊	3,484	139	163	5,907	1	57
炎 上 出 火 件 数	1 日 目	2	0	0	6	0	0
	3 日 間 合 計	3	0	0	7	0	0
停 電 軒 数	軒 数	22,400	210	316	54,727	0	105
	停 電 率 %	37.7%	0.4%	0.5%	92.0%	0.0%	0.2%
ガ ス 供 給 停 止 戸 数	戸 数	52	0	0	43	0	0
	停 止 率 %	100.0%	0.0%	0.0%	82.7%	0.0%	0.0%
上 水 道 断 水 影 響 人 口	影 響 人 口	88,000	30,000	37,000	90,000	0	0
	断 水 率 %	70.9%	24.1%	29.7%	72.4%	0.1%	2.5%
固 定 電 話 被 災 回 線 数	回 線 数	2,799	1,555	1,555	20,993	156	0
	被 災 率 %	1.8%	1.0%	1.0%	13.5%	0.1%	0.0%
死 傷 者 数	死 者 数	15	0	0	65	0	0
	負 傷 者 数	1,103	37	42	1,575	0	13
罹 災 者 数		22,165	745	856	44,039	7	208
避 難 所 生 活 者 数		6,428	217	249	12,772	3	61

※シミュレーションの設定条件は、大阪府地域防災計画を参照すること。

※本被害想定による最大避難所生活者数は12,772人であるが、箕面市地域防災計画において、最大避難所生活者数については、備蓄及び避難所機能の整備等、長期スパンで進める重要施策に影響を及ぼすことから、これまでに想定された最大規模（有馬高槻断層帯地震において19,286人＝約2万人）で固定している。

削除: <オブジェクト>

削除: <オブジェクト>

4-2 市内の震度計設置場所一覧

	種別	設置施設	所在地
1	大阪府震度情報ネットワークシステム 計測震度計	箕面 消防署東分署	粟生外院 2-4-7
2	大阪管区気象台管内 気象庁震度計	箕面市 消防本部	箕面 5-11-19

削除: 25

4-3 土砂災害ハザードエリア一覧

【総括表】平成28年6月末現在

※土砂法：土砂災害防止法

災害種別	箇所数	指定の種類	箇所数	表番号	備考
急傾斜	168	土砂法による指定	114	①	特別警戒区域 (114) 警戒区域 (114)
		土砂法施行前の指定	54	②	重複指定 7 カ所
土石流	100	土砂法による指定	49	③	特別警戒区域 (36) 警戒区域 (49)
		土砂法施行前の指定	51	④	重複指定 13 カ所
地すべり	2	土砂法施行前の指定	2	⑤	

削除: 25

削除: 3

削除: 57

削除: 57

削除: 57

削除: 104

削除: 8

削除: 13

削除: 13

削除: 51

削除: 57

①土砂災害防止法による指定【急傾斜地の崩壊】 114カ所

番号	所在地	区域名	指定年月日
398	森町北一丁目	箕面森町(1)	K2200010 平成 20 年 2 月 29 日
399	森町北一丁目	箕面森町(2)	K2200020 平成 20 年 3 月 1 日
400	森町北一丁目	箕面森町(3)	K2200030 平成 20 年 3 月 2 日
401	森町北一丁目	箕面森町(4)	K2200040 平成 20 年 3 月 3 日
402	森町北二丁目	箕面森町(5)	K2200050 平成 20 年 3 月 4 日
1265	新稲二丁目	新稲-1	K22000101 平成 22 年 3 月 30 日
1266	新稲二丁目	新稲-2	K22000102 平成 22 年 3 月 30 日
1267	新稲	箕面(7)	K22000110 平成 22 年 3 月 30 日
1268	新稲二丁目	箕面(8)	K22000120 平成 22 年 3 月 30 日
1269	新稲二丁目	箕面(9)	K22000140 平成 22 年 3 月 30 日
1270	新稲二丁目	箕面(10)	K22000150 平成 22 年 3 月 30 日
1271	新稲二丁目	箕面(11)	K22000160 平成 22 年 3 月 30 日
1272	新稲二丁目	箕面(12)	K22000170 平成 22 年 3 月 30 日
1273	新稲二丁目	箕面(13)	K22000180 平成 22 年 3 月 30 日
1274	新稲町	新稲(4)	K22000190 平成 22 年 3 月 30 日
1275	新稲町	新稲(6)	K22000210 平成 22 年 3 月 30 日
1276	新稲町	新稲(7)	K22000230 平成 22 年 3 月 30 日
1277	箕面八丁目	箕面(3)	K22000240 平成 22 年 3 月 30 日
1278	箕面八丁目	箕面(5)-2	K22000262 平成 22 年 3 月 30 日
1279	温泉町	温泉町(2)	K22000270 平成 22 年 3 月 30 日
1280	温泉町	温泉町(4)	K22000280 平成 22 年 3 月 30 日
1281	温泉町	温泉町(5)	K22000290 平成 22 年 3 月 30 日
1282	温泉町	温泉町(3)	K2200030 平成 22 年 3 月 30 日
2245	箕面二丁目	箕面二丁目(2)	K22000310 平成 24 年 3 月 30 日
2246	箕面二丁目	箕面二丁目(3)	K22000320 平成 24 年 3 月 30 日
2247	箕面二丁目	箕面二丁目(4)	K22000330 平成 24 年 3 月 30 日
2248	箕面二丁目	箕面二丁目(5)	K22000340 平成 24 年 3 月 30 日
2249	箕面二丁目	箕面二丁目(6)	K22000350 平成 24 年 3 月 30 日
2250	箕面二丁目	箕面二丁目(7)	K22000360 平成 24 年 3 月 30 日
2251	箕面二丁目	箕面二丁目(8)	K22000370 平成 24 年 3 月 30 日

2252	箕面二丁目	箕面二丁目	K22000380	平成24年3月30日
2253	箕面二丁目	箕面二丁目(10)	K22000400	平成24年3月30日
2254	箕面二丁目	箕面二丁目(11)	K22000410	平成24年3月30日
2255	箕面二丁目	箕面二丁目(12)	K22000420	平成24年3月30日
2256	箕面八丁目	箕面八丁目	K22000430	平成24年3月30日
2257	温泉町	温泉町(6)	K22000450	平成24年3月30日
2258	箕面三丁目	箕面(1)	K22000470	平成24年3月30日
2894	石丸3丁目	石丸(2)	K22000760	平成25年4月1日
2895	石丸3丁目	石丸(3)	K22000770	平成25年4月1日
2896	石丸3丁目	石丸	K22000750	平成25年4月1日
2897	粟生間谷東8丁目	粟生間谷(1)	K22000790	平成25年4月1日
2898	粟生間谷東8丁目	粟生間谷(2)	K22000800	平成25年4月1日
2899	粟生間谷東8丁目	粟生間谷東	K22000810	平成25年4月1日
2900	箕面公園	箕面公園(9)	K22000820	平成25年4月1日
2901	箕面公園	箕面公園(10)	K22000830	平成25年4月1日
2902	箕面公園	箕面公園(11)	K22000840	平成25年4月1日
2903	箕面公園	箕面公園(12)	K22000850	平成25年4月1日
2904	箕面公園	箕面公園(13)	K22000860	平成25年4月1日
2905	箕面公園	箕面公園(14)	K22000870	平成25年4月1日
2906	箕面公園	箕面公園(15)	K22000880	平成25年4月1日
2907	箕面森町北2丁目	箕面森町(6)	K22000890	平成25年4月1日
2908	箕面森町北2丁目	箕面森町(7)	K22000900	平成25年4月1日
2909	箕面森町北2丁目	箕面森町(8)	K22000910	平成25年4月1日
2910	箕面森町北2丁目	箕面森町(9)	K22000920	平成25年4月1日
2911	箕面森町北2丁目	箕面森町(10)	K22000930	平成25年4月1日
2912	箕面森町北2丁目	箕面森町(11)	K22000940	平成25年4月1日
2913	箕面森町北2丁目	箕面森町(12)	K22000950	平成25年4月1日
3402	下止々呂美	下止々呂美(1)	K22000490	平成26年4月11日
3403	下止々呂美	下止々呂美(15)	K22000540	平成26年4月11日
3404	粟生間谷西六丁目	粟生間谷西(5)	K22000620	平成26年4月11日
3405	白島三丁目	白島(4)	K22000720	平成26年4月11日
3369	(池田市)	旭丘三丁目	K20401140	平成26年4月11日
4399	外院三丁目	外院三丁目(1)	K22000970	平成27年12月22日
4400	外院三丁目	外院三丁目(11)	K22000980	平成27年12月22日
4401	下止々呂美	下止々呂美(16)	K22000550	平成27年12月22日
4402	下止々呂美	下止々呂美(17)	K22000560	平成27年12月22日
4403	大字粟生間谷	粟生間谷(3)	K22000570	平成27年12月22日
4404	粟生間谷西六丁目	粟生間谷西(1)	K22000580	平成27年12月22日
4405	粟生間谷西七丁目	粟生間谷西(2)	K22000590	平成27年12月22日
4406	粟生間谷西六丁目	粟生間谷西(3)	K22000600	平成27年12月22日
4407	粟生間谷西六丁目	粟生間谷西(4)	K22000610	平成27年12月22日
4408	粟生間谷西七丁目	粟生間谷西(6)	K22000630	平成27年12月22日
4409	粟生間谷西五丁目	粟生間谷西(7)	K22000640	平成27年12月22日
4410	粟生間谷西五丁目	粟生間谷西(8)	K22000650	平成27年12月22日
4411	粟生間谷西七丁目	粟生間谷西(9)	K22000660	平成27年12月22日
4412	如意谷三丁目	如意谷	K22000670	平成27年12月22日
4413	如意谷四丁目	如意谷(3)	K22000680	平成27年12月22日
4414	白島三丁目	白島(1)	K22000690	平成27年12月22日
4415	白島三丁目	白島(2)	K22000700	平成27年12月22日

4416	白島三丁目	白島(3)	K22000710	平成 27 年 12 月 22 日
4417	白島三丁目	白島(5)	K22000730	平成 27 年 12 月 22 日
4418	白島三丁目	白島(6)	K22000740	平成 27 年 12 月 22 日
4419	上止々呂美	上止々呂美(1)	K22000990	平成 27 年 12 月 22 日
4420	上止々呂美	上止々呂美(2)	K22001000	平成 27 年 12 月 22 日
4421	上止々呂美	上止々呂美(3)-1	K22001011	平成 27 年 12 月 22 日
4422	上止々呂美	上止々呂美(3)-2	K22001012	平成 27 年 12 月 22 日
4423	上止々呂美	上止々呂美(3)-3	K22001013	平成 27 年 12 月 22 日
4424	上止々呂美	上止々呂美(4)	K22001020	平成 27 年 12 月 22 日
4425	上止々呂美	上止々呂美(5)	K22001030	平成 27 年 12 月 22 日
4426	上止々呂美	上止々呂美(6)	K22001040	平成 27 年 12 月 22 日
4427	上止々呂美	上止々呂美(7)	K22001050	平成 27 年 12 月 22 日
4428	上止々呂美	上止々呂美(8)-1	K22001061	平成 27 年 12 月 22 日
4429	上止々呂美	上止々呂美(8)-2	K22001062	平成 27 年 12 月 22 日
4430	上止々呂美	上止々呂美(9)	K22001070	平成 27 年 12 月 22 日
4431	上止々呂美	上止々呂美(10)	K22001080	平成 27 年 12 月 22 日
4432	上止々呂美	上止々呂美(11)-1	K22001091	平成 27 年 12 月 22 日
4433	上止々呂美	上止々呂美(11)-2	K22001092	平成 27 年 12 月 22 日
4434	下止々呂美	下止々呂美(3)-1	K22001101	平成 27 年 12 月 22 日
4435	下止々呂美	下止々呂美(3)-2	K22001102	平成 27 年 12 月 22 日
4436	下止々呂美	下止々呂美(4)-1	K22001111	平成 27 年 12 月 22 日
4437	下止々呂美	下止々呂美(4)-2	K22001112	平成 27 年 12 月 22 日
4438	下止々呂美	下止々呂美(4)-3	K22001113	平成 27 年 12 月 22 日
4439	下止々呂美	下止々呂美(4)-4	K22001114	平成 27 年 12 月 22 日
4440	下止々呂美	下止々呂美(4)-5	K22001115	平成 27 年 12 月 22 日
4441	下止々呂美	下止々呂美(6)	K22001120	平成 27 年 12 月 22 日
4442	下止々呂美	下止々呂美(7)	K22001130	平成 27 年 12 月 22 日
4443	下止々呂美	下止々呂美(8)	K22001140	平成 27 年 12 月 22 日
4444	上止々呂美	下止々呂美(9)-1	K22001151	平成 27 年 12 月 22 日
4445	上止々呂美	下止々呂美(9)-2	K22001152	平成 27 年 12 月 22 日
4446	下止々呂美	下止々呂美(10)	K22001160	平成 27 年 12 月 22 日
4447	下止々呂美	下止々呂美(11)-1	K22001171	平成 27 年 12 月 22 日
4448	下止々呂美	下止々呂美(11)-2	K22001172	平成 27 年 12 月 22 日
4449	下止々呂美	下止々呂美(12)	K22001180	平成 27 年 12 月 22 日
4450	下止々呂美	下止々呂美(13)	K22001190	平成 27 年 12 月 22 日

②土砂災害防止法施行前の指定【急傾斜地崩壊危険箇所】 5.4カ所

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ 自然斜面29カ所 内、土砂法指定との重複4カ所)

箇所名	位置	延長 m	高さm	傾斜度°	人家戸数	備考
上止々呂美(1)	上止々呂美	165	44	36	8	
上止々呂美(2)	上止々呂美	130	51	34	7	
上止々呂美(3)	上止々呂美	360	57	38	18	
上止々呂美(4)	上止々呂美	140	24	40	4	
下止々呂美(1)	下止々呂美	80	54	44	60	
下止々呂美(2)	下止々呂美	70	32	37	0	
下止々呂美(3)	下止々呂美	350	35	40	20	
下止々呂美(4)	下止々呂美	190	37	35	8	

下止々呂美 (6)	下止々呂美	350	42	40	18	
粟生間谷 (2)	粟生間谷	180	20	31	0	土砂法指定重複
石丸	石丸三丁目	40	29	35	12	土砂法指定重複
如意谷	如意谷	70	31	40	27	
箕面公園 (1)	箕面公園	70	75	40	3	
箕面公園 (2)	箕面公園	60	34	42	2	
箕面公園 (3)	箕面公園	85	43	45	5	
箕面公園 (4)	箕面公園	170	54	47	1	
宝持山	箕面	240	39	41	37	
温泉町	温泉町	280	47	44	23	
箕面 (2)	箕面	175	24	44	15	
箕面 (3)	箕面	260	35	41	68	土砂法指定重複
箕面 (4)	箕面	180	34	37	19	
新稲	新稲	140	34	38	0	土砂法指定重複
桜	桜	55	12	52	6	
北箕面	箕面	190	117	34	1	
箕面公園 (5)	箕面公園	230	40	44	3	
下止々呂美 (7)	下止々呂美	225	20	41	6	
下止々呂美 (8)	下止々呂美	140	38	49	10	
箕面 (5)	箕面八丁目	50	43	38	6	土砂法指定重複
箕面二丁目	箕面二丁目	45	16	38	0	土砂法指定重複

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 自然斜面 17カ所 内、土砂法指定との重複1カ所)

箇所名	位置	延長 m	高さ m	傾斜度°	人家戸数	備考
上止々呂美 (5)	上止々呂美	80	50	50	1	
上止々呂美 (6)	上止々呂美	65	12	64	1	
上止々呂美 (7)	上止々呂美	55	18	45	2	
上止々呂美 (8)	上止々呂美	115	24	54	3	
下止々呂美 (9)	下止々呂美	60	12	53	2	
下止々呂美 (10)	下止々呂美	40	14	49	1	
下止々呂美 (11)	下止々呂美	85	17	39	4	
下止々呂美 (12)	下止々呂美	120	34	44	1	
箕面公園 (6)	箕面公園	155	12	50	3	
如意谷 (2)	如意谷	43	10	51	3	
粟生間谷西 (1)	粟生間谷西六丁	35	10	35	1	
箕面 (1)	箕面	15	8	35	3	土砂法指定重複
箕面 (6)	箕面三丁目	33	16	33	3	
今宮 (1)	今宮三丁目	50	10	44	3	
今宮 (2)	今宮四丁目	50	15	30	1	
桜井 (1)	桜井三丁目	40	8	32	4	
桜井 (2)	桜井三丁目	25	11	37	2	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ 人口斜面 2カ所)

箇所名	位置	延長 m	高さ m	傾斜度°	人家戸数	備考
粟生間谷西 (2)	粟生間谷西七丁	80	12	63	4	
外院三丁目 (11)	外院三丁目	60	18	38	4	

(急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ 自然斜面6カ所)

箇所名	位置	備考
上止々呂美(9)	上止々呂美	
上止々呂美(10)	上止々呂美	
上止々呂美(11)	上止々呂美	
下止々呂美(13)	下止々呂美	
下止々呂美(14)	下止々呂美	
粟生谷(3)	粟生谷	

③土砂災害防止法による指定【土石流危険溪流】49カ所

番号	所在地	区域名		指定年月日
2259	箕面八丁目	箕面川右5	D22010170	平成24年3月30日
2738	下止々呂美	余野川右7(下止々呂美支溪)	D22010030	平成25年4月1日
2739	箕面八丁目	箕面川右4(小川支溪)	D22010160	平成25年4月1日
2740	如意谷五丁目	箕面鍋田川右1(如意谷支溪)	D22010230	平成25年4月1日
2741	如意谷五丁目	箕面鍋田川右2(如意谷)	D22010240	平成25年4月1日
2742	白鳥三丁目	箕面鍋田川左4(箕面鍋田川第二支溪)	D22010280	平成25年4月1日
2743	粟生間谷西六丁目	勝尾寺川左1(宮谷)	D22010350	平成25年4月1日
2914	箕面公園	箕面川右7 (箕面パークセンター支溪)	D22010190	平成25年4月1日
2915	箕面公園	箕面川左1 (箕面瀧安寺支溪)	D22010200	平成25年4月1日
2916	石丸3丁目	千里川右4右一 (石丸・青松園)	D22010300	平成25年4月1日
2917	石丸3丁目	千里川右4 (箕面・外院)	D22010310	平成25年4月1日
2918	石丸3丁目	千里川右4左一 (石丸・外院)	D22010320	平成25年4月1日
2919	箕面公園	箕面川左2 (箕面大滝支溪)	D22020070	平成25年4月1日
3401	如意谷	箕面鍋田川左2(東坊谷)	D22010260	平成26年4月11日
4451	下止々呂美	余野川右6(西ノ所北谷第一支溪)	D22010010	平成27年12月22日
4452	下止々呂美	余野川右6左一(西ノ所北谷第二支溪)	D22010020	平成27年12月22日
4453	上止々呂美	余野川右8左一(上ノ所川支溪)	D22010040	平成27年12月22日
4454	上止々呂美	余野川右9(上ノ所川)	D22010050	平成27年12月22日
4455	上止々呂美	余野川左23(余野川左支溪)	D22010060	平成27年12月22日
4456	上止々呂美	余野川左22(中の谷川)	D22010070	平成27年12月22日
4457	上止々呂美	余野川左21右一(宮谷第一支溪)	D22010080	平成27年12月22日
4458	上止々呂美	余野川左21(宮谷第二支溪)	D22010090	平成27年12月22日
4459	下止々呂美	余野川左20(下止々呂美谷)	D22010100	平成27年12月22日
4460	下止々呂美	余野川左20左一(下止々呂美谷)	D22010110	平成27年12月22日
4461	下止々呂美	余野川左19(寺川)	D22010120	平成27年12月22日
4462	下止々呂美	余野川右5(西ノ所南谷)	D22020010	平成27年12月22日
4463	上止々呂美	余野川右8(西ノ所南谷第一支溪)	D22020020	平成27年12月22日
4464	上止々呂美	余野川右10左一(西ノ所南谷第二支溪)	D22020030	平成27年12月22日

4465	上止々呂美	余野川左 24 (余野川左第四支溪)	D22020040	平成 27 年 12 月 22 日
4466	下止々呂美	余野川右 7 右一 (北山川支溪)	D22030010	平成 27 年 12 月 22 日
4467	下止々呂美	余野川右 7 右二 (北山川支溪)	D22030020	平成 27 年 12 月 22 日
4468	下止々呂美	余野川左 18	D22030060	平成 27 年 12 月 22 日
4469	温泉町	箕面川右 6(1) (小川第一支溪)	D22010180	平成 27 年 12 月 22 日
4470	温泉町	箕面川右 6(2) (小川第一支溪)	D22010181	平成 27 年 12 月 22 日
4471	箕面二丁目	箕面鍋田川右 1 (箕面浄水場前支溪)	D22010210	平成 27 年 12 月 22 日
4472	如意谷四丁目	箕面鍋田川左 1 (箕面鍋田川)	D22010250	平成 27 年 12 月 22 日
4629	新稲	箕面川右 1 (石澄川支溪)	D22010130	平成 28 年 1 月 20 日
4630	新稲	箕面川右 2 (石澄川支川)	D22010140	平成 28 年 1 月 20 日
4631	新稲	箕面川右 3 (小川)	D22010150	平成 28 年 1 月 20 日
4632	如意谷	千里川右 2 (オヶ原川)	D22010220	平成 28 年 1 月 20 日
4633	如意谷	千里川右 7 (箕面鍋田川支溪)	D22010270	平成 28 年 1 月 20 日
4634	白島	千里川右 9 (唐子谷)	D22010290	平成 28 年 1 月 20 日
4635	外院三丁目、外院	勝尾寺川右 1 (箕川)	D22010330	平成 28 年 1 月 20 日
4636	粟生外院	勝尾寺川右 2 (勝尾寺川支溪)	D22010340	平成 28 年 1 月 20 日
4637	箕面、箕面公園	箕面川右 8 (西ノ所北谷第二支溪)	D22020050	平成 28 年 1 月 20 日
4638		余野川左 17(1)	D20430040	平成 28 年 1 月 20 日
4639		余野川左 17(2)	D20430041	平成 28 年 1 月 20 日
4640		余野川左 17(3)	D20430042	平成 28 年 1 月 20 日
5330		余野川左 29	D32130140	平成 28 年 5 月 12 日

④土砂災害防止法施行前の指定【土石流危険渓流】 51カ所

(土石流危険渓流 I 36 渓流)

渓流名	河川名	字名	備考
西ノ所北谷第一支溪	余野川	下止々呂美	
西ノ所北谷第二支溪	余野川	下止々呂美	
下止々呂美支溪	余野川	下止々呂美	土砂法指定重複
上ノ所川支溪	余野川	上止々呂美	
上ノ所川	余野川	上止々呂美	
余野川左支溪	余野川	上止々呂美	
中の谷川	余野川	上止々呂美	
宮谷第一支溪	余野川	上止々呂美	
宮谷第二支溪	余野川	上止々呂美	
下止々呂美谷	余野川	下止々呂美	
下止々呂美谷	余野川	下止々呂美	
寺川	余野川	下止々呂美	
石澄川支溪	石澄川	新稲	
石澄川支川	石澄川	新稲	
小川	箕面川	新稲	
小川支溪	箕面川	箕面	土砂法指定重複
小川第二支溪	箕面川	箕面	土砂法指定重複
小川第一支溪	千里川	箕面	
箕面パークセンター支溪	箕面川	箕面	土砂法指定重複
箕面瀧安寺支溪	箕面川	箕面	土砂法指定重複
箕面浄水場前支溪	千里川	箕面	

オヶ原川	千里川	如意谷	
如意谷支溪	千里川	如意谷	土砂法指定重複
如意谷	千里川	如意谷	土砂法指定重複
箕面鍋田川	千里川	如意谷	
東坊谷	千里川	如意谷	
箕面鍋田川支溪	千里川	如意谷	
箕面鍋田川第二支溪	千里川	如意谷	土砂法指定重複
唐子谷	千里川	如意谷	
石丸・青松園	千里川	外院	土砂法指定重複
箕面・外院	千里川	外院	土砂法指定重複
石丸・外院	千里川	外院	土砂法指定重複
箕川	箕川	外院	
勝尾寺川支溪	勝尾寺川	外院	
宮谷	勝尾寺川	外院	土砂法指定重複
裏川	勝尾寺川	粟生間谷	

(土石流危険渓流Ⅱ 7 渓流)

渓流名	河川名	字名	備考
西ノ所南谷	余野川	下止々呂美	
西ノ所南谷第一支溪	余野川	西所上止々呂美	
西ノ所南谷第二支溪	余野川	上止々呂美	
余野川左第四支溪	余野川	上止々呂美	
西ノ所北谷第二支溪	箕面川	箕面	
西ノ所北谷第三支溪	箕面川	箕面	
箕面大滝支溪	箕面川	箕面	土砂法指定重複

(土石流危険渓流Ⅲ 8 渓流)

渓流名	河川名	字名	備考
西山口	余野川	下止々呂美	
北山川支溪	余野川	下止々呂美	
北山川支溪	余野川	下止々呂美	
岩谷川支溪	余野川	上止々呂美	
岩谷川支溪	余野川	上止々呂美	
	河合裏川	大字粟生間谷	
	河合裏川	大字粟生間谷	
	余野川	下止々呂美	

⑤土砂災害防止法施行前の指定【地すべり危険箇所】 2カ所

番号	箇所名	河川名			所在地
		水系名	幹川名	渓流名	大字
20	鉢伏山	淀川	猪名川	箕面川	箕面公園
21	新稲一丁目	淀川	猪名川	箕面川	新稲

削除: 25

4-4 土砂災害ハザードエリア内の福祉的施設一覧

施設名	所在地	電話番号
箕面学園附属幼稚園	箕面 7-7-31	072-723-6566
あかつき特別養護老人ホーム	白島 3-16-1	072-722-3438
ガラシア病院	粟生間谷西 6-14-1	072-729-2345
特別養護老人ホーム照葉の里	下止々呂美 561	072-739-1186

削除: 聖母被昇天学院幼稚園

削除: 如意谷 1-13-23

削除: 072-722-3933

削除: 法泉寺学園粟生幼稚園

削除: 粟生間谷 5-30-19

削除: 072-729-4192

削除: あかつき特別養護老人ホーム

削除: 白島 3-16-1

削除: 072-722-3438

4-5 山地災害ハザードエリア一覧

山腹崩壊危険地区		
番号	所在地	
Y3-1	上止々呂美(1)	上ノ所
Y3-2	上止々呂美(2)	明ヶ田尾山
Y3-3	下止々呂美(1)	高見
Y3-4	下止々呂美(2)	八岡
Y3-5	箕面(1)	北山
Y3-6	箕面公園(1)	
Y3-7	箕面公園(2)	
Y3-8	温泉町・箕面	
Y3-9	白島	
Y3-10	粟生間谷(1)	
Y3-11	箕面公園(3)	
Y3-12	新稲	松尾
Y3-13	箕面(2)	如意谷
Y3-14	上止々呂美(3)	
Y3-15	上止々呂美・下止々呂美	
Y3-16	下止々呂美(3)	
Y3-17	粟生間谷(2)	
Y3-18	粟生間谷(3)	
Y3-19	粟生間谷(4)	
Y3-20	粟生間谷(5)	
Y3-21	粟生間谷(6)	
Y3-22	外院	
Y3-23	如意谷	
Y3-24	箕面二丁目	
Y3-25	粟生間谷西	
箕-1	箕面(1)	ダム上(国有林)
箕-2	箕面(2)	ダム上(国有林)

削除: 25

箕-3	箕面(3)	勝尾寺越(国有林)
箕-4	箕面(4)	箕面川上(国有林)
箕-5	箕面(5)	政ノ茶屋上(国有林)
箕-6	箕面(6)	清水台(国有林)

崩壊土砂流出危険地区		
番号	所在地	
K3-1	上止々呂美(1)	笛ヶ阪山
K3-2	上止々呂美(2)	笛ヶ阪山
K3-3	上止々呂美(3)	柿之坂
K3-4	上止々呂美・高山	登り
K3-5	上止々呂美(4)	青貝谷山
K3-7	下止々呂美(1)	八岡
K3-8	下止々呂美(2)	堂屋敷
K3-10	箕面(1)	
K3-11	東坊島	
K3-12	箕面(2)	
K3-13	箕面(3)	
K3-14	西坊島・東坊島	
K3-15	外院・芝	
K-16	栗生間谷	北山・堂ノ代
み-1	箕面(1)	勝尾時(国有林)
み-2	箕面(2)	天上谷(国有林)
み-3	箕面(3)	皿池(国有林)
み-4	箕面(4)	瀧安寺山(国有林)
み-5	箕面(5)	漁師谷(国有林)

4-6 ハザードマップ (平成28年5月版)

巻末地図③参照

削除: 5

削除: 6

5 例規

5-1 箕面市災害時における特別対応に関する条例（通称：災害時特別宣言条例）

箕面市災害時における特別対応に関する条例

平成二十四年条例第一号

（最終改正：平成二十七年条例第●号）

削除: 三月二十八日

（目的）

第一条 この条例は、大規模な災害の発生時において、災害対策本部長が災害対策の優先実施等を宣言すること、その宣言により本市が行う対応等について必要な事項を定めることにより、本市が迅速に、かつ、全力を挙げて災害に対処する特別態勢を整えることを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 災害 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二条第一号に規定する災害をいう。
- 二 災害対策 災害を未然に防止すること、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐこと及び災害の復旧を図ることをいう。
- 三 災害対策本部 箕面市災害対策本部条例(昭和三十八年箕面市条例第五号)第一条に規定する箕面市災害対策本部をいう。
- 四 災害対策本部長 箕面市災害対策本部条例第二条第一項に規定する災害対策本部長をいう。

（適用）

第三条 この条例の規定は、他の条例に災害時の対応について特別の定めがある場合（条例の委任により規則等で規定されている場合を含む。）を除き、法令の規定の適用を妨げない範囲内で、他の条例に優先して適用されるものとする。

（災害対策事務の優先）

第四条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、災害対策に係る事務は、他の事務に優先して行われるものとする。

（特別対応の宣言）

第五条 災害対策本部長は、第七条から第十六条までに規定する特別な対応を行う必要があると認めるときは、その旨を宣言し、当該宣言内容を直ちに公示するとともに、その他の手段で公表するものとする。

（安否確認）

第六条 市長は、次に掲げる者(拒否を申し出た者を除く。)の氏名、住所、出生の年月日、男女の別、世帯員の数、要介護状態区分(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七条第一項に規定する要介護状態区分をいう。以下同じ。)その他市長が必要と認める事項を記載した名簿(以下単に「名簿」という。)を市が保有する個人情報を利用して作成し、地区防災委員会(地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であって、市長が認めるものをいう。以下同

じ。)に名簿を交付し、名簿の保管及び名簿に登載された者の災害時における安否の確認を委任するものとする。

- 一 七十五歳以上の者のみで構成する世帯に属する者
 - 二 要介護状態区分が要介護三から要介護五までのいずれかに該当する者
 - 三 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条の規定による身体障害者手帳を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号の一級又は二級に該当するもの
 - 四 厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳を所持する者のうち、知的障害の程度がAであると判定されたもの
 - 五 高齢者、障害者等であって、災害時に家族以外の者からの継続的な支援が必要であると市に申し出ている者のうち、名簿への登載を希望するもの
 - 六 妊婦(規則で定める者に限る。)及び二歳未満の乳幼児
- 2 地区防災委員会は、名簿をその運営する避難所に備え付け、密閉及び封印をして保管するものとする。
 - 3 災害により市民に甚大な被害が生じ、又は生じるおそれがあるときは、災害対策本部長は、地区防災委員会に対して名簿の開封を指示し、地区防災委員会は、名簿に登載された者の安否を確認するものとする。
 - 4 地区防災委員会は、災害により災害対策本部が機能していない、又は災害対策本部長の指示を待ついとまがないと自ら判断するときは、三名以上の役員の合議の上で名簿を開封し、名簿に登載された者の安否を確認することができる。

(避難支援等のための体制整備等)

第六条の二 市長は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿(災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難行動要支援者名簿をいう。)に記載し、又は記録された情報(拒否を申し出た者の情報を除く。次項において「名簿情報」という。)を避難支援等関係者(同法第四十九条の十一第二項に規定する避難支援等関係者をいう。次項において同じ。)に提供するものとする。

2 避難支援等関係者は、名簿情報を提供された者の避難支援等(災害対策基本法第四十九条の十第一項に規定する避難支援等をいう。)が円滑に実施されるようにするため、当該名簿情報を利用して、必要な体制の整備又は事業若しくは活動をすることができる。

(通常事務の休止等)

第七条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により通常行うべき市の事務を行うことができないとき又は行ういとまがないときは、当該事務を休止することができる。

- 2 災害対策本部長は、前項の規定により事務を休止するときは、当該事務の再開予定時期を示すよう努めるものとする。
- 3 第一項に定めるもののほか、災害対策本部長は、災害又は災害対策により文書、物品、公印、職員の服務等に関する市の事務において通常の手続又は取扱いに支障があると認めるときは、別の方法により行うことを定めることができる。
- 4 前三項の規定は、災害対策本部長が公示によって行うものとする。

(公の施設の休館等)

第八条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により市が公の施設を使用する必要があるとき又は公の施設が使用できないと認めるときは、期間を定めて包括的に市の公の施設の全部又は一部の休館、休止等を行うことができる。

- 2 前項の規定は、災害対策本部長が公示によって行うものとする。

(公の施設等の使用許可の取消し等)

第九条 公の施設、庁舎、事務所及びその他の土地等の行政財産(以下「公の施設等」という。)の管理者は、災害により次に掲げる事情があるときは、公の施設等の使用の許可を取り消し、その使用を停止し、又は公の施設等から退去させることができる。

- 一 市が公の施設等を使用する必要があるとき。
 - 二 公の施設等が使用できないとその管理者が認めるとき。
- 2 前項の規定により使用の許可の取消し、使用の停止又は公の施設等からの退去があった場合において、使用できなかった公の施設等に係る使用料等の市の歳入又は収入が既に納付されているときは、その使用料等の全額を還付することができる。この場合において、災害により還付の申請に支障があると公の施設等の管理者が認めるときは、当該申請を要しない。

(契約に係る義務履行の期限延長等)

第十条 市は、金銭の支払いその他の契約に基づく相手方への市の義務の履行に関し、災害又は災害対策により所定の期限までに履行することができないときは、当該期限を延長するよう相手方に請求するものとし、当該相手方は、請求に応じるよう努めるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市は、公有財産の貸付契約の場合は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の五第四項(同法第二百三十八条の四第五項の規定により準用する場合を含む。)の規定により契約を解除することができる。

(処分等の期限延長等)

第十一条 前条に定めるもののほか、市長その他の市の機関は、申請等に対する処分その他の義務の履行に関し災害又は災害対策により所定の期限まで又は所定の期間中に履行することができないときは、当該期限を延長し、又は当該期間を変更することができる。

- 2 前項の規定は、災害が広範囲にわたる場合にあつては災害対策本部長が公示によって行うものとし、それ以外の場合にあつては前項の市の機関が申請者その他の義務の履行の相手方に対して通知することによって行う。

(市の歳入の納付期限延長等)

第十二条 市長その他の市の機関は、市の歳入若しくは収入の納付又は当該市の機関への申請書等の書類の提出が災害により所定の期限まで又は所定の期間内にできないと認めるときは、当該期限を延長し、又は当該期間を変更することができる。

- 2 前項の規定は、災害が広範囲にわたる場合にあつては災害対策本部長が公示によって行うものとし、それ以外の場合にあつては災害がやんだ後に前項の市の機関が納付又は提出をすべき者からの期限の延長又は期間の変更の申請を受けて決定の通知をすることによって行う。
- 3 第一項の規定により申請の期限が延長され、又は期間が変更された場合において、当該申請があつた日から助成その他の効力を生じることとされているときは、第一項の市の機関は、災害により申請ができなかったと認める日から助成その他の効力を生じさせることができる。

(手数料等の還付)

第十三条 証明書、写し等の交付又は証明、閲覧、登録、許可等を申請する際に徴収した手数料で、申請者が災害又は災害対策により証明書、写し等の交付又は証明、閲覧、登録、許可等を受けられなかった場合は、その申請の際に徴収した手数料を還付することができる。この場合において、災害により還付の申請に支障があると災害対策本部長が認めるときは、当該申請を要しない。

(附属機関への諮問の中止)

第十四条 実施機関は、災害又は災害対策により支障があると認めるときは、附属機関への諮問を中止し、附属機関からの答申を要さず自ら決定等を行うことができる。

(臨時事務所)

第十五条 災害対策本部長は、災害又は災害対策により市役所、支所その他の定められた事務所において事務ができないと認めるときは、臨時に他の場所で事務を行うことができる。

2 前項の規定は、災害対策本部長が事務所の名称、他の場所の位置及び臨時に事務を行う期間を示した公示によって行うものとする。

(公示の方法)

第十六条 第五条、第七条第四項、第八条第二項、第十一条第二項、第十二条第二項及び前条第二項の規定による公示は、箕面市公告式条例(昭和三十五年箕面市条例第六号)の規定に基づき掲示場に掲示して行う。

2 災害により前項の掲示場が使用できないときは、災害対策本部長が指定する場所に掲示場を変更するものとする。

(災害救助法の適用等)

第十七条 市長は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号)第三十条第一項の規定により救助の実施に関する事務の一部を行う場合は、災害救助法の施行に関し必要な事項を定めた大阪府規則の規定を準用するものとする。ただし、これによりがたいとき又は定めがないときは、市長がその都度定める。

2 市長は、災害救助法に基づく大阪府知事による救助が遅きに失すると認める場合は、自ら救助を行うことができる。この場合において、市長は、当該救助に要した費用の支弁を大阪府に求めるものとする。

(委任)

第十八条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、災害対策本部が設置されている場合にあっては災害対策本部長が、設置されていない場合にあっては市長が定める。

削除: 25

5-1-1 箕面市災害時における安否確認のための名簿に登載する妊婦の範囲を定める規則（通称：妊婦の範囲を定める規則）

箕面市災害時における安否確認のための名簿に登載する妊婦の範囲を定める規則

平成二十五年規則第三十七号

（最終改正：平成二十七年規則第三十二号）

削除: 三月二十八日

削除: 四月十五日

箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成二十四年箕面市条例第一号)第六条第一項第六号に規定する妊婦は、次に掲げる者とする。ただし、本市から転出した者を除く。

一 妊娠届出書(母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十五条の規定による届出をいう。次号において同じ。)を市長に提出してから一年以内の者

二 妊娠届出書を本市以外の市町村長(特別区の区長を含む。)に提出した後に本市に転入し、かつ、当該転入から一年以内の者であって、健康診査(母子保健法第十三条第一項の規定により本市が行う妊産婦に対する健康診査をいう。)に関する事務により市長が妊婦であることを確認することができるもの

削除: 箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成二十四年箕面市条例第一号)第六条第一項第六号に規定する妊婦は、次に掲げる者とする。ただし、本市から転出した者を除く。

一 妊娠届出書(母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十五条の規定による届出をいう。次号において同じ。)を市長に提出してから一年以内の者。

二 妊娠届出書を本市以外の市町村長(特別区の区長を含む。)に提出した後に本市に転入し、かつ、当該転入から一年以内の者であって、健康診査(母子保健法第十三条の規定により本市が行う妊産婦に対する健康診査をいう。)に関する事務により市長が妊婦であることを確認することができるもの

5-2 箕面市防災会議条例

箕面市防災会議条例

昭和三十八年条例第四号
(最終改正:平成二十五年条例第十五号)

削除: 四月一日

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第六項の規定に基づき、箕面市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 箕面市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第三条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、副市長がその職務を代理する。この場合において、副市長に事故があるときは、市長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - 二 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
 - 三 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - 四 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - 五 市の副市長
 - 六 市の教育長
 - 七 市の公営企業管理者
 - 八 市の病院事業管理者
 - 九 市の消防長及び消防団長
 - 十 市長の部門の職員のうちから市長が指名する者
 - 十一 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - 十二 市内の医療機関の医師のうちから市長が任命する者
 - 十三 地区防災委員会(地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。)の役員又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - 十四 前各号に掲げるもののほか、市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員のうちから市長が任命する者
- 6 前項第一号から第四号まで及び第十号から第十二号までの委員の定数については、別に市長が定める。
- 7 第五項第十一号及び第十二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第四条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬及び費用弁償)

第五条 委員及び専門委員の報酬及び費用弁償の支給に関しては、箕面市報酬及び費用弁償条例(昭和二十九年箕面市条例第十号)の定めるところによる。

(補則)

第六条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

削除: 25

5-3 箕面市防災会議委員定数規則

箕面市防災会議委員定数規則

昭和三十八年規則第五号
(最終改正:平成二十八年規則第六十一号)

削除: 四月一日

箕面市防災会議条例(昭和三十八年箕面市条例第四号)第三条第六項に規定する委員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する委員 二人以内
- 二 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する委員 一人
- 三 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する委員 五人以内
- 四 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する委員 二人以内
- 五 市長の部内の職員のうちから指名する委員 五人以内
- 六 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する委員 五人以内
- 七 市内の医療機関の医師のうちから市長が任命する委員 一人
- 八 地区防災委員会(地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。)の役員又は学識経験のある者のうちから市長が任命する委員 二人以内
- 九 市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員のうちから市長が任命する委員 四人以内

削除: 箕面市防災会議条例(昭和三十八年箕面市条例第四号)第三条第六項に規定する委員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する委員 二人以内。
- 二 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する委員 一人。
- 三 大阪府の知事の部内の職員のうちから市長が任命する委員 五人以内。
- 四 大阪府警察の警察官のうちから市長が任命する委員 二人以内。
- 五 市長の部内の職員のうちから指名する委員 五人以内。
- 六 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する委員 五人以内。
- 七 市内の医療機関の医師のうちから市長が任命する委員 一人。
- 八 地区防災委員会(地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。)の役員又は学識経験のある者のうちから市長が任命する委員 二四人以内。
- 九 市の防災体制において重要な役割を担う機関等の役員のうちから市長が任命する委員 二人以内

削除: 25

5-4 箕面市防災会議運営要綱

箕面市防災会議運営要綱

平成元年訓達第4号

(最終改正: 平成27年訓達第14号)

削除: 1月24日

削除: .

改正 平成11年 4月26日訓達第 3号 .

改正 平成13年 4月 6日訓達第 6号 .

改正 平成18年 5月 1日訓達第17号 .

改正 平成24年 6月20日訓達第17号 .

削除: (趣旨) .

第1条 この要綱は、箕面市防災会議条例（昭和38年箕面市条例第4号）第6条の規定に基づき、箕面市防災会議（以下「会議という。」）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。 .

. .

(会議) .

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。 .

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。 .

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。 .

4 委員は、やむを得ない事情があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。ただし、代理の者は、当該委員が属する機関に属する者に限る。 .

. .

(専決処分) .

第3条 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項であるときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専...

(趣旨)

第1条 この要綱は、箕面市防災会議条例（昭和38年箕面市条例第4号）第6条の規定に基づき、箕面市防災会議（以下「会議という。」）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

4 委員は、やむを得ない事情があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。ただし、代理の者は、当該委員が属する機関に属する者に限る。

(専決処分)

第3条 緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、やむを得ない事情により会議を招集することができないとき、又は軽易な事項であるときは、会長は、会議が処理すべき事項のうち次に掲げるものについて専決処分をすることができる。

(1) 箕面市地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。

(2) 災害に関する情報を収集すること。

(3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。

(4) 非常災害に関し、緊急措置に係る計画を作成し、その実施を推進すること。

(5) 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(6) 災害対策本部の設置及び連絡に関すること。

(7) 箕面市地域防災計画の資料の修正に関すること。

(8) 組織の名称、機構等の変更に伴う箕面市地域防災計画及びその資料に係る軽易な修正に関すること。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の各号のいずれかの方法をとらなければならない。

(1) 専決処分の内容を記した報告文書を委員に供覧し、承認印の押印を求める。

(2) 次の会議において専決処分を報告し、その承認を求める。

(庶務)

第4条 会議の庶務は、防災を所管する室が行う。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

5-5 箕面市災害対策本部条例

箕面市災害対策本部条例

昭和三十八年条例第五号

(最終改正:平成二十四年条例第三十一号)

削除: 四月一日

(目的)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第二十三条第七項の規定に基づき、箕面市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第二条 災害対策本部は、災害対策基本法第二十三条の二第四項各号に掲げる事務のほか、箕面市地域防災計画の定めるところにより、箕面市災害時における特別対応に関する条例(平成二十四年箕面市条例第一号)に定める箕面市災害対策本部長(以下「本部長」という。)の権限に属する事務その他防災のために本部長が必要と認める事務をつかさどる。

(組織)

第三条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第四条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に部長及び部員を置き、それぞれ災害対策本部員のうちから災害対策本部長が指名する。
- 3 部長は、部の事務を掌理する。

(補則)

第五条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

5-6 箕面市地区防災スタッフ設置規則

箕面市地区防災スタッフ設置規則

平成二十三年規則第七十一号

削除: 十二月二十八日

(設置)

第一条 市の職員が地域において住民と共に防災対策を行うため、市に地区防災スタッフを置く。

(地区防災スタッフ)

第二条 地区防災スタッフは、市の職員のうちから市長が任命する。

2 市長は、地区防災スタッフのうちからその所管地区ごとにリーダーを定めるものとする。

(名称及び職務)

第三条 地区防災スタッフは、別表の上欄に掲げる所管地区に応じ、同表の下欄に掲げる名称とする。

2 地区防災スタッフは、その所管地区の地区防災委員会(地域の避難所の運営を行い、地域の防災の中核としての機能を有し、地域団体等で構成される組織であつて、市長が認めるものをいう。以下「委員会」という。)の構成員になるものとする。

3 地区防災スタッフは、第一条の目的を達成するため、次に掲げる職務を行うものとする。

- 一 市の機関と委員会との連絡調整を行うこと。
- 二 防災訓練等に参加すること。
- 三 地区防災スタッフ間の連絡調整を行うこと。
- 四 前三号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

4 地区防災スタッフは、職務の遂行に当たり、市の防災施策の全般を理解するよう努めなければならない。

(防災所管部署との調整)

第四条 地区防災スタッフは、適宜、防災の事務を所管する部署と情報を共有するものとし、委員会に対し資料の提供等を行う場合は、事前に当該部署と調整するものとする。

(委任)

第五条 この規則に定めるもののほか、地区防災スタッフに関し必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第三条関係)

所管地区	名称	所管地区	名称
箕面小学校区	箕面小地区防災スタッフ	西南小学校区	西南小地区防災スタッフ
止々呂美小学校区	止々呂美小地区防災スタッフ	萱野東小学校区	萱野東小地区防災スタッフ
萱野小学校区	萱野小地区防災スタッフ	豊川北小学校区	豊川北小地区防災スタッフ
北小学校区	北小地区防災スタッフ	豊川南小学校区	豊川南小地区防災スタッフ
南小学校区	南小地区防災スタッフ	中小小学校区	中小地区防災スタッフ
西小学校区	西小地区防災スタッフ	萱野北小学校区	萱野北小地区防災スタッフ
東小学校区	東小地区防災スタッフ	彩都の丘小学校区	彩都の丘小地区防災スタッフ

※別表は、掲載の便宜上、縦横を変え2段組みにて掲載

5-7 箕面市災害見舞金等支給条例

箕面市災害見舞金等支給条例

昭和四十三年条例第十八号
(最終改正:平成二十四年条例第十二号)

(目的)

第一条 この条例は、災害によって被害を受けた者等に対する災害見舞金及び遺児加給金の支給につき必要な事項を定め、もって市民福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「災害」とは、火災及び異常な自然現象により生ずる被害をいう。

(見舞金の支給要件)

第三条 本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の規定に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者が、災害によって死亡し(当該災害の原因により三十日以内に死亡したときを含む。)、若しくは傷害を受け、又は自己の居住する家屋が被災したときは、その遺族又は被害者に対して災害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給する。ただし、箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和四十九年箕面市条例第三十二号)第三条の適用を受けた場合は、支給しない。

2 前項に定める死亡者が父若しくは母又はその者を扶養していた者であって、災害当日これらの者と同居し、かつ、生計を同じくしていた十八歳未満の者に対して遺児加給金(以下「加給金」という。)を支給する。

(支給の制限)

第四条 前条第一項に規定する者が、次の各号のいずれかに該当するときは、見舞金及び加給金は支給しない。

- 一 自殺又は故意の行為によるとき。
- 二 重大な過失があると市長が認めたとき。
- 三 前二号に類する行為で特に市長が不適当と認めたとき。

(見舞金等の額)

第五条 第三条第一項に規定する見舞金は、次の各号に定めるところによる。

- 一 死亡したとき 二十万円
- 二 傷害を受けたとき 入院一日につき千円(ただし、入院五十日を限度とする。)
- 三 全焼、全壊、流失したとき 一世帯 十万円
- 四 半焼、半壊したとき 一世帯 五万円

2 第三条第二項に規定する加給金は、一人につき五万円とする。

(支給の方法)

第六条 見舞金及び加給金は、遺族又は被害を受けたものの請求により支給する。ただし、遺族又は被害を受けた者が十八歳未満であるときは、その者の親権者又はこれに代わる者であって市長が適当と認めた者の請求により支給するものとする。

2 前項の規定に基づく請求は、災害により被害を受けたときから一年以内にしなければならない。

(遺族の範囲等)

第七条 第三条第一項に規定する見舞金を受けることができる遺族は、被害者の死亡当時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 配偶者(婚姻の届出をしていなくても事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。)

二 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹(本人の死亡当時主としてその収入によって生活を維持していた者)

2 前項に掲げる者の支給を受ける順位は、同項各号に掲げる順位とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

(権利譲渡の禁止)

第八条 見舞金等を受ける権利は、他に譲り渡し、又は担保に供することができない。

(見舞金等の返還)

第九条 偽りその他不正の手段により見舞金等を受けた者があるときは、市長はそれらの給付金の返還を命ずることができる。

(委任)

第十条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

5-8 箕面市災害見舞金等支給条例施行規則

箕面市災害見舞金等支給条例施行規則

昭和四十三年規則第十一号

(最終改正: 平成二十四年規則第六十二号)

削除: 八月一日

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市災害見舞金等支給条例(昭和四十三年箕面市条例第十八号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(災害見舞金の受給申請)

第二条 条例第三条第一項に規定する災害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給を受けようとする者は、箕面市災害見舞金支給申請書(様式第一号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 災証明書
- 三 死亡の場合 前二号に掲げる書類のほか死亡診断書又は死体検案書
- 四 負傷の場合 第一号及び第二号に掲げる書類のほか入院証明書
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(遺児加給金の受給申請)

第三条 条例第三条第二項に規定する遺児加給金(以下「加給金」という。)の支給を受けようとする者は、箕面市遺児加給金支給申請書(様式第二号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 一 住民票の写し
- 二 扶養証明書
- 三 前二号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支給の決定等)

第四条 市長は、前二条の申請書を受理したときは、審査の上支給額を決定し、速やかに申請者に支給するものとする。

(審査委員会)

第五条 市長は、見舞金又は加給金の支給要件その他支給に関し必要と認める事項を審査させるため、箕面市災害見舞金等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、委員十人以内をもって組織する。
- 3 委員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(補則)

第六条 この規則の施行について必要な事項は、市長が定める。

5-9 箕面市災害見舞金等審査委員会規程

箕面市災害見舞金等審査委員会規程

昭和四十三年訓令第一号
(最終改正:平成二十五年訓令第三十号)

削除: 八月一日

(目的)

第一条 この規程は、箕面市災害見舞金等支給条例施行規則(昭和四十三年箕面市規則第十一号。以下「規則」という。)第六条の規定に基づき、箕面市災害見舞金等審査委員会(以下「委員会」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(委員)

第二条 規則第五条第三項に定める市の職員は、総務部長、市民部長、健康福祉部長、みどりまちづくり部長、消防長及び教育委員会事務局子ども未来創造局長の職にある者とする。

(委員長等)

第三条 委員会の委員長は、総務部長をもって充て、副委員長は、教育委員会事務局子ども未来創造局長をもって充てる。

(会議)

第四条 委員長は、会務を総括し、会議を招集し、その議長となる。

2 副委員長は、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときに、その職務を代理する。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員長は、緊急やむを得ない理由により、委員会を開会するいとまがないと認めるときは、委員会の議を経ずして見舞金又は遺児加給金の支給について決定することができる。ただし、後日速やかに、その結果を委員会に報告するものとする。

(会議録の作成)

第五条 委員長は、市の職員をして会議録を作成し、会議の次第及び出席委員の氏名を記録させなければならない。

(補則)

第六条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

5-10 箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例

箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和四十九年条例第三十二号

(最終改正: 平成二十三年条例第三十五号)

削除: 十月七日

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 災害弔慰金(第三条―第八条)
- 第三章 災害障害見舞金の支給(第九条―第十一条)
- 第四章 災害援護資金の貸付け(第十二条―第十五条)
- 第五章 雑則(第十六条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風・豪雨等の災害により死亡した市民の遺族に対し災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- 二 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第二章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

第三条 市長は、市民が令第一条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金を支給する。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第四条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第三条第二項の遺族の範囲とし、その順位は、次の各号に掲げる順序とする。

- 一 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持されていた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- 二 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 三 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときに限り、その兄弟姉妹(死亡者の死亡当時において死亡者と同居し、又は生計を同じくし

ていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前二項の規定により難いときは、前二項の規定にかかわらず、第一項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前三項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第五条 災害弔慰金の額は、災害により死亡した者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第六条 災害の際現にその場にあつた者についての死亡の推定については、法第四条の規定の例によるものとする。

(支給の制限)

第七条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- 一 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- 二 令第二条に規定する場合
- 三 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため、市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第八条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行う。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第三章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第九条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第十条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては、百二十五万円とする。

(準用規定)

第十一条 第七条及び第八条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第四章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第十二条 市長は、令第三条に掲げる災害により法第十条第一項各号に掲げる被害を受けた世帯の市

民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

- 2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第十条第一項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第十三条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財について、被害金額がその価格のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 百五十万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 二百五十万円

ウ 住居が半壊した場合 二百七十万円

エ 住居が全壊した場合 三百五十万円

- 二 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 百五十万円

イ 住居が半壊した場合 百七十万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 二百五十万円

エ 住居の全体が滅失又は流失した場合 三百五十万円

- 三 第一号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「二百七十万円」とあるのは「三百五十万円」と、「百七十万円」とあるのは「二百五十万円」と、「二百五十万円」とあるのは「三百五十万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、十年とし、据置期間は、そのうち三年(厚生労働大臣が定める事由に該当する場合で、特に市長が必要と認めるときは、五年)とする。

(利率)

第十四条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセントとする。

(償還等)

第十五条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第十三条第一項及び令第八条から第十二条までの規定の例によるものとする。

第五章 雑則

(規則への委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

5-11 箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和四十九年規則第三十九号
(最終改正:平成十八年規則第五十七号))

削除: 十一月十九日

(趣旨)

第一条 この規則は、箕面市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和四十九年箕面市条例第三十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(支給の手續)

第二条 市長は、条例第三条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次の各号に掲げる事項を調査して支給する。

- 一 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名及び生年月日
- 二 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- 三 死亡者の遺族に関する事項
- 四 支給の制限に関する事項
- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第三条 本市の区域外で死亡した市民の遺族が災害弔慰金を受けようとするときは、死亡地の官公署の発行する被災証明書を市長に提出しなければならない。

2 本市の住民でない遺族が災害弔慰金の支給を受けようとするときは、遺族であることを証明する書類を市長に提出しなければならない。

(支給の手續)

第四条 市長は、条例第九条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- 一 障害者の氏名及び生年月日
- 二 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- 三 支給の制限に関する事項
- 四 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類)

第五条 市長は、本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、法別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第一号)を提出させるものとする。

(借入れの申込)

第六条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次の各号に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第二号。以下「借入申込書」という。)を市長に提出しなければならない。

- 一 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- 二 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- 三 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- 四 連帯保証人となるべき者に関する事項

- 五 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - 二 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を一月から五月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - 三 その他市長が必要と認める書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月一日から起算して三月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第七条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行う。

(貸付けの決定)

- 第八条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第三号)を借入申込者に交付する。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第四号)を借入申込者に交付する。

(借用書の提出)

第九条 資金の貸付けの決定を受けた者(以下「借受人」という。)は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第五号。以下「借用書」という。)に、本人及び連帯保証人の印鑑証明書を添付して市長に提出しなければならない。

(連帯保証人の要件)

- 第十条 条例第十五条第三項に規定する保証人は、連帯保証人一名とし、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。
- 一 大阪府下に住所を有し、又は本市の区域内に勤務先を有すること。
 - 二 一定の職業を有し、独立の生計を営むか又は相当の資産及び信用のある者であること。
 - 三 資金の貸付けを受けていないこと。
 - 四 資金の借受けについて他に保証をしていないこと。
- 2 市長は、連帯保証人が前項の要件を欠いたときは、借受人に対し、新たな保証人を立てさせることができる。

(貸付金の交付)

第十一条 市長は、第九条の借用書と引き換えに貸付金を交付する。

(償還の完了)

第十二条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添付された印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第十三条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第六号)を市長に提出しなければならない。

(償還金の支払猶予)

第十四条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、

猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第七号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第八号)を当該借受人に交付する。
- 3 市長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書(様式第九号)を当該借受人に交付する。

(違約金の支払免除)

第十五条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第十号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第十一号)を当該借受人に交付する。
- 3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第十二号)を当該借受人に交付する。

(償還免除)

第十六条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第十三号)を市長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添付しなければならない。
 - 一 借受人の死亡を証する書類
 - 二 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類
- 3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第十四号)を当該償還免除申請者に交付する。
- 4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第十五号)を当該償還免除申請者に交付する。

(督促)

第十七条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(借受人等の届出義務)

第十八条 借受人又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を市長に、氏名等変更届(様式第十六号)又は連帯保証人要件欠缺届(様式第十七号)により届け出なければならない。

- 一 借受人が住所又は氏名を変更したとき。
 - 二 連帯保証人が住所、勤務先又は氏名を変更したとき。
 - 三 連帯保証人が第八条第一項各号に掲げる要件を欠いたとき。
- 2 借受人が死亡し、又は行方不明になったときは、同居の親族又は連帯保証人がその旨を届け出なければならない。

(委任)

第十九条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに資金の貸付けの手續について必要な事項は、別に定める。